

令和4年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和4年8月23日（火）
【開会】 13時15分
【閉会】 18時33分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 田中 雅文	委員 野村 浩子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
学校教育部長 大島 直樹	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹背 将行	
教育政策室担当課長 豎月 基	
生涯学習推進課長 箱島 弘一	カリキュラムセンター指導主事 山中 美奈子
生涯学習推進課担当課長 山口 弘	教育政策室職員 平 啓佑
生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実	教育環境整備推進室担当課長 吉田 純二
生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一	教育環境整備推進室担当係長 山崎 瑞穂
生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規	支援教育課長 末木 琢郎
生涯学習推進課担当係長 紺野 敦	支援教育課担当係長 後藤 詩伸
生涯学習推進課担当係長 高山 省吾	庶務課係長 桑原 佑輔
生涯学習推進課担当係長 小野 三千代	健康給食推進室担当課長 岩丸 和則
生涯学習推進課担当係長 関 裕史	健康給食推進室担当課長 半田 剛彦
生涯学習推進課職員 齋藤 遼平	健康給食推進室担当課長 大島 健之
職員部担当部長 佐藤 茂樹	健康給食推進室課長補佐 越野 真澄
教職員人事課担当係長 山中 辰哲	健康給食推進室担当係長 郡司 真梨
カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲	健康給食推進室担当係長 間山 篤史
カリキュラムセンター担当課長 鶴木 朋和	
調査・委員会担当係長 葛山 久志	
書記 平田 陽介	

【署名人】

委員 石井 孝

委員 田中 雅文

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(13時15分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、13時15分から18時50分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

7月の定例会及び臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者18名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可いたします。

【小田嶋教育長】

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報道機関に限り、ただいまから議事事項に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などを許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 3から報告事項No. 11、及び議案第29号から議案第31号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第32号は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、これらの議案報告事項につきましては、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と田中委員をお願いいたします。

【小田嶋教育長】

報道機関の皆様方におかれましては、この後、議事に入りますので、撮影が必要でしたらこの場面をお願いしたいと思います。

よろしいですか。それでは、撮影はここまでとさせていただきます。

7 陳情審議

陳情第1号 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情について

陳情第2号 市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情について

【小田嶋教育長】

それでは、最初に陳情審議に入ります。

「陳情第1号 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情について」、「陳情第2号 市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情について」、これら陳情2件につきましては、いずれも「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」についてのもとなりますので、陳情2件を一括して審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、陳情2件を一括して審議いたします。

まず、陳情者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

まずは陳情第1号に関しての陳述をお願いいたします。

これから10分程度でお願いしたいと思います。では、どうぞお願いします。

【陳情者】

ありがとうございます。

私は、「川崎の文化と図書館を発展させる会」を今日は代表させてもらって、意見陳述を行わせていただきます岡本正子と申します。よろしく申し上げます。

この度は、このような陳述の機会を与えていただきありがとうございます。

私たちは、市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)について陳情しました。その第一は、指定管理者制度を拙速に導入せず、市民参加で十分な議論をしてから決めることということです。第二につきましては、図書館法の趣旨を生かした図書館計画を再構築してほしいということです。

私たちの陳情文は横長にたくさん書いてありますけれども、最後のところにこの2項目を挙げています。

この1項目目ですけれども、指定管理者制度は図書館にはなじまないということを申し上げたいということです。①のところには、文部大臣、総務大臣の発言であったり、図書館協会をはじめとする図書館関係団体からの見解、それから、2008年社会教育法改正時の衆・参両議院の附帯決議などではっきりと指摘されているのです。

他にも、ここにはありませんでしたが、2008年と2010年には総務省からの通知があります。これは指定管理者制度を導入するには、ちゃんとその目的に合致したものでないといけませんよという注意喚起です。それから、超党派の国会議員から成る活字文化議員連盟が2019

年に出した方針、こういう緑の立派な冊子があるんですけども、これにも幾つかある項目の中で指定管理者制度に対して警鐘を鳴らされています。

その他、⑨までずっと列挙したとおり、指定管理者制度には問題があるということが色々言われています。川崎市はこれらの指摘についてどうお考えでしょうか。ぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、そもそも今年になってから、今年の2月4日の社会教育委員会議、私は傍聴しましたが、そこで中間とりまとめが報告されていました。その時、委員さんからは「指定管理者制度について、もっと議論しなければならぬ」というふうになったはずですが、なぜなら、社会教育委員会議で出された研究報告書も平成26年、27年度で「市民館・図書館には指定管理者制度の導入は必要ない」と結論づけられているからです。そのことを振り返らずに、指定管理者制度を導入というふうにはならないねというふうになったはずですが。

しかし、先日、8月8日、社会教育委員会議、私も傍聴しましたが、議長さんが指定管理者制度の導入を認める趣旨の提言書を出そうとされていた。そのことについて、委員さんから色々異論が出ていました。この社会教育委員会議では、まだ2月4日にあったような議論がされていないのではないかと。それなのに市の方針をよしとするのはおかしいんじゃないかという意見が出たのです。それについて議長は、「既に指定管理者制度について話し合ったことになっていると思っていた」と答えられました。この議長は、令和4年度に新任で着任されたばかりの議長さんでした。しかし、委員からは、議論が十分行われていないこと、それから、社会教育委員会議の総意として提言を出すことはできないと反論されたのです。

また、その会議で、延々、事務方のほうから市民館・図書館の関係団体や社会教育委員会議の専門部会に説明した結果が報告されましたが、それを見ても疑問や不安や反対の意見が大勢を占めているんです。賛成の意見はほとんど見当たりませんでした。また、図書館専門部会には、専門家の意見も含まれていて、尊重すべきだという意見もありました。それなのに、なぜ指定管理者制度を導入するという選択になったのか、疑問視する声もそこで上がりました。

さらに、パブコメの結果もまだ出ていませんでした。市民の意見も聞かないで社会教育委員会議で結論を出すのかという意見とか、今は、むしろ慎重に審議してほしいという提言を出したほうがいいんじゃないかという意見も出て、結局、8月8日の社会教育委員会議では、議長が提案されていた提言は出されませんでした。

社会教育法第17条には、こう書いてあります。「社会教育委員の職務は、社会教育に関する諸計画を立案すること」、そう決められているんです。教育委員会が社会教育委員会議に先立って決めることはできないとされているのです。社会教育委員会議の総意として決めていない状態で、教育委員会が図書館や市民館に指定管理者制度を導入ということは決められないはずですが。

本来、図書館は、指定管理者制度を導入する云々の以前に、まず川崎市が図書館法の趣旨を生かした図書館計画というものを構築するべきです。川崎市の図書館の資料費は、1995年頃には2億円近くの予算がありました。それが今や1億円を切っているんです。ですが、そんな中でも図書館の職員の皆さんの努力で、昨年度、2021年度の利用実績、貸出総数は665万冊とコロナ以前を上回っているんです。資料費や職員が少ないという厳しい条件の下で、これだけの実績を上げているんです。図書館専門部会でそれを報告された時には、直営でそれだけの実績を上げているのに、なぜ指定管理者制度を導入しなければならないのかと疑問視する声もありました。

川崎市は、新しいサービスの導入を優先的に挙げていますが、図書館が本来目指すべきことは利用者の望む資料を提供するということです。残念ながら、川崎市が2021年3月にまとめた「今後の市民館・図書館のあり方」では、この根幹の機能についての記述が不十分です。川崎市の図書館計画は途中で止まっています。これは遡りますけれども、かつて平成10年代、2000年の初め頃には、中央図書館を造って川崎市の全域にサービスを徹底しようという計画があったはずですが、それが2002年、行財政改革の下で凍結されています。その後どうなったかということは、私たちには全く知らされていません。

専門職の司書の力量の向上、それから、その継続というのは、職員が図書館で長く働き続けられる環境の下で長期的な観点から計画しなければできません。民間活用をして一時的に人を増やすことでは達成できないんです。例えば、本を選ぶ選書にしても、たくさんの資料や利用者や情報に接する経験をして、それがそういうふうな色々な長い間の経験を積んで能力が培われるものです。その能力ある職員さん、司書さんたちが図書館を支えています。こういう優れた司書の集団を継続して育てることが図書館の大事な根幹を支えます。この土台を固めないで新しいニーズを優先しても、長続きはしないと思うのです。

今後の市民館・図書館のあり方の中にあるアンケートでも、利用者の一番の関心は、読みたい資料があること、それと行きやすいところに図書館があることが最上位でした。そうした利用者の声を真摯に聞いて、利用者本位で計画を見直してほしいと切に願っています。

言葉足らずのところがあったかもしれません。色々な難しい言葉を使ったかもしれません。もし何かありましたら、どうぞ聞いてください。

私の陳述はこれで終わりにします。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。それでは、傍聴席のほうにお戻りください。

続いて、陳情第2号に関しての陳述をお願いいたします。

ただいまから10分程度でお願いいたします。

【陳情者】

麻生区から参りました堀川と申します。

私たちは、図書館、市民館の管理・運営の考え方に関する陳情について、6月27日に署名を添えまして陳情を出しました。

その内容としましては、5月26日の文教委員会で「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」を報告し、市民館全館、図書館12館中8館への指定管理者制度導入の方向を示しました。しかし、これは3月、4月に説明が行われた中間とりまとめからは想像できない飛躍した内容になっています。しかも、市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)の説明が行われる前の6月1日からパブリックコメントの募集を開始したのは、あまりに拙速で乱暴です。パブリックコメントを募集するなら、中間とりまとめからこの案に至ったプロセスを、市民館・図書館の利用者である川崎市の全ての市民に向けて公開し、市民が納得できるよう、疑問に答えた上で行ってください。そのことについて内容の説明とします。

まず、どなたも御存じだと思います。共通のこれは観点ですけれども、市民館・図書館というのは市民全体が利用できる。どんな人でも、それこそ小さい子どもからお年寄りまで、もしも障害

がある方でもどんな方でも利用できる、そういう公共の教育機関です。それはもう当然のことだと思います。そのことについて、どうしてこんなことになったのかということをお聞きしたいと思って、今日参りました。

2022年1月27日、「市民館・図書館の管理・運営の考え方の中とりまとめ」が出されました。そして、5月26日、それから4か月後のことですが、この管理・運営の考え方の案が出されました。その中には大きな変化がありました。というのは、指定管理導入という政策の変更があったわけです。それからすぐに、5月26日から、その発表から6日間しかたっていないんですけれども、6月1日から30日間の期間に、その案について、指定管理導入という政策を組み込んだ案についてパブリックコメントが求められました。これはちょっとおかしいだろうということで、書面を出したわけですが、その1月27日から6月1日のパブリックコメントを求めるに至るまでの経緯について、お聞きしたいと思います。

まずは、5月26日発表の案には大きな変化がありました。それを6日間で市民にどう知らせ、どう理解を求めたらいいのか、これはちょっと私にはどうしても分かりませんでしたし、それがこの署名になったわけですが、これは本当に何かどうしてなのか、それ一番お聞きしたいことです。

それから、そのことをどこで討議されたのかということ。社会協議会とか、その下に図書館専門部会というのがありますけれども、そこを経てからなさったんでしょうか。これは私たち市民が参加している大事な会だと思うんですけれども、こういう大事なことを市民を除けておいて討議するということは、ちょっと納得できませんでした。

また、その後ですが、お配りした紙には、6月17日に、そのことについて「麻生の図書館ボランティアグループに「おはなしたまてばこ」と言いますけれども、そこに生涯学習推進課から、この内容についての説明に来られました。でも、それは6月1日のパブリックコメントの募集が始まってからのことです。それから、またちょっと戻りますけれども、6月10日には、川崎市立の図書館ボランティア連絡会というのがあります。そこでも何か、これはこちらからボランティア連絡会の方がお願いしたという形だと思いますけれども、やっぱり生涯学習推進課から説明に来られました。でも、これはボランティアグループに対してのことだったんですね。ですから、私たちはそこしか知りませんが、他の市民館・図書館のボランティア団体への説明はなさったんでしょうか。そして、これはまた、ボランティア団体だけでなく市民全体が知らなければいけないことである。それらをどこで知らせる努力をされたのかというのがちょっと疑問でした。

私たちはそれでもって、最初に3月18日のことですが、麻生図書館ボランティアのたまてばこグループに中とりまとめ、最初1月27日に出した案について説明に来られたんですね。それは1時間ちょっとのことでした。内容は初めて見たものの内容をつぶさに理解しようというのは無理なことだと思います。

それで4月15日に、そのことについて「意見を出しますから、お返事をください」ということを出しました。そうしたら、5月14日、それから1か経ってですが、回答がありました。けれど、ちょっとここがどうしても納得できないんですけれども、それから1週間たった5月26日に、市民館・図書館の管理・運営の考え方の案、指定管理という大きな変化を含めたそういう案を出されているんですね。何かどうしても納得できません。このこと、経緯については、ぜひお聞きしたいと思っております。

私たちボランティアグループというのは、多分一般の市民よりも早くその内容について知ったんだと思うんですけども、それを市民に知らせるといふ、これは何か市の怠慢じゃないかなど私は思いますけれども、どうせ知らなくてもいいんじゃないかと思われたとしたら、ちょっと心外です。

それから、あともう一つ、これはそのことについてですけども、ちょっと中身の市民館・図書館管理・運営の考え方の案について読みました。それを見て感じたことは、この施策のため、なぜ今の体制でできないのかということです。

というのは、どれだけ何かあっても図書館の職員の方に聞き取りをしたのかということ。どういう状態にあるのかということをお調べになってから、こういうことをしたのか、それはお聞きしたいと思います。

私が考えるのは、どういう状態にあって、それがどこから出てきているのか、そういうことをして、これは修正できるか、それを考えた上で新しい施策というのを考えられるのが順序じゃないかと思うんですけども、それはいかがでしょうか。やっぱり一番大事なのは、各館、現場で働いている職員の方、今、働いている方たち、図書館の専門職の方たち、その方たちの声を聞くということが一番大事なことだと思っております。それを聞き逃しては、やっぱりその人たちは市民の要望というのを一番知るはずだと思いますし、それが今、指定管理の前に委託という形が入りまして、その時から少なくなってきた。市民と、それから職員が接してというのも少なくなっているように感じております。ここが無かったら、やっぱり市民の意見を吸い取るということは難しいことだろうなと思っております。

そんなことで、図書館職員の専門性ということをどう考えていらっしゃるのか、そのこともお聞きしたいと思っております。

図書館の職員の方というのはいきいき働いていて、そして誇りを持って働いていらっしゃる。それが一番私たちには活力の元になることではないかと思うんですけども、市民と接している方たちの一番大事なこと、それを忘れていらっしゃるんじゃないかと思って、指定管理ということも、さっき、岡本さんのほうから色々意見をいただきましたけれども、私たちも、そのことについては色々疑問を感じております。そのことを申し上げたい。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

それでは、席のほうにお戻りください。

以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本陳情の審議に際しての参考にさせていただきたいと思っております。

では、次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【山口生涯学習推進課担当課長】

それでは、陳情第1号「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情及び、陳情第2号「市民館・図書館の管理・運営の考え方」に関する陳情について、御説明をいたします。

まず、陳情第1号から御説明いたしますので、お手元のGIGA端末の資料一覧の画面をお開きください。

0 1-3 【陳情第1号】資料のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

「1 今後の市民館・図書館のあり方(案)」についてでございますが、こちらは、本委員会において、令和2年11月に中間とりまとめ、令和3年1月に承認をいただいたところでございます。策定の目的は、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものでございます。

(2) 市民意見の聴取でございますが、策定するに当たっては、市民館利用者グループヒアリング、図書館のあり方に関するアイデアミーティング、図書館利用者アンケートなどを実施してまいりました。

次に、「2 市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめ」についてでございますが、こちらは令和4年1月の本委員会において承認をいただきまして、(1) 民間活力の更なる活用の検討として、「指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進める」と明記したところでございます。

また、(2) 今後のスケジュールについて、市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)を5月に策定し、パブリックコメントを行い、8月に考え方の決定を明記し、スケジュール通りに進んでいるところでございます。

次に、「3 市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」についてでございますが、こちらは本年5月に本委員会において承認をいただき、「市民館及び図書館の新たな管理運営手法として指定管理者制度の導入を行う。」と明記したところでございます。

2ページをお開きください。(2) 指定管理者制度導入のスケジュールをお示ししており、表のとおりでございますが、市民館は全館で導入を行い、図書館は、指定管理館をモニタリングする直営館を置き、最初の導入につきましては令和6年度の後半に(仮称)川崎市民館、田島分館、大師分館を予定しております。

次に、「4 陳情の要旨に対する本市の考え方について」でございますが、陳情の要旨「指定管理者制度の導入を趣旨とする「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)は、拙速に導入せず、市民参加で十分な議論をし、市民が周知徹底するように丁寧な説明手続を踏むこと。」につきましては、の本市の考え方といたしましては、「今後の市民館・図書館のあり方」では、広く市民意見の聴取を行い、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性をお示しました。

「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向けた「市民館・図書館の管理・運営の考え方」においては、中間とりまとめを作成し、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進めることとし、関係団体等に説明を行うなど段階を踏んで検討を進めてまいりました。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」は、5月26日の文教委員会報告後、報道機関に情報提供を行うとともに、市ホームページに掲載し、広報を行ってまいりました。また、市民意見(パブリックコメント)の募集を行うとともに、主な関係団体に赴いて、「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」を説明し、意見を聴取してまいりました。

今後につきましても、利用者の声をしっかりと聞きながら、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の実現に向け取組を進めてまいります。

3 ページに、市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）策定までの経過、4 ページに、説明を行った主な関係団体を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、5 ページをお開きください。

陳情の要旨「川崎市の図書館の充実・発展を目指すため、指定管理者制度導入ではなく図書館法の趣旨を生かした「図書館計画」の再構築を旨とする。」につきましての本市の考え方としては、社会状況が変化し、図書館への市民ニーズが多様化する中で、これらの変化に的確に対応していくため、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、今後の図書館のあり方をお示ししているところでございます。

「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向け、民間事業者の発想や工夫、ノウハウやマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験、公共性を考慮した上で、図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入してまいります。

陳情第1号についての説明は以上でございます。

次に、陳情第2号について御説明いたしますので、お手元のG I G A端末の資料一覧の画面をお開きいただき、02-2【陳情第2号】資料のファイルをお開きいただき、1 ページを御覧ください。

「1 から3」につきましては、陳情第1号で説明したものと同様でございますので、説明につきましては割愛させていただきます。

2 ページを御覧ください。

「4 陳情の要旨に対する本市の考え方について」でございます。

陳情の要旨「指定管理者制度の導入を趣旨とする「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」については、市民にきちんと説明し、市民の意見を酌んで、慎重な審議を行った上で、意見募集（パブリックコメント）を行うこと。」につきましての本市の考え方としては、「今後の市民館・図書館のあり方」では、広く市民意見の聴取を行い、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性をお示ししました。

「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向けた「市民館・図書館の管理・運営の考え方」においては、中間とりまとめを作成し、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進めることとし、関係団体等に説明を行うなど、段階を踏んで検討を進めてまいりました。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」は、5月26日の文教委員会報告後、報道機関に情報提供を行うとともに、市ホームページに掲載し、広報を行ってまいりました。また、市民意見（パブリックコメント）の募集を行うとともに、主な関係団体に赴いて、「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」を説明し、意見を聴取してまいりました。

今後につきましても、利用者の声をしっかりと聞きながら、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」の実現に向け取組を進めてまいります。

3 ページから5 ページにつきましては、陳情第1号と同様に策定計画をつけておりますので、後ほど御参照ください。

陳情第2号についての説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

説明は以上です。

それでは、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

石井委員、お願いします。

【石井委員】

御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明で、中間とりまとめで民間活用の更なる検討を進める方向性をお示しした訳ですけれども、その前、それからまた、考え方の案に至るまでに、教育委員会事務局であるとか、あるいは市役所の庁内では、どのような会議でこれらを検討してきたのか、教えていただけますか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。先ほどの陳情の資料3ページのところに、策定までの経過ということで細かく日付を入れてお示しをさせていただいております。

中間とりまとめに至る前、そもそも市民館・図書館をどのように、今後10年、どのような市民館・図書館、どんな市民ニーズを吸い上げるか、管理運営を行っていくのかという方向性を、まずはしっかりその目標を定めるという作業が必要だということを我々は考えまして、今後の市民館・図書館のあり方というものを2年かけてつくってまいりました。こちらにつきましては、様々な、先ほども御説明したとおり、アンケートやグループヒアリングなど様々な市民意見の聴取を行ってまいりました。その上で、市民館・図書館のあり方実現に向けた管理運営の考え方の策定に、この3ページで言いますと、下段のところから入っております。

まず、庁内検討ですとか、他都市事例調査を中心に行ってまいりました。また、内部におきましては、図書館・市民館の館長、また係長、そういった役職ごとに会議体などを設けまして検討を行うとともに、市民館につきましては区の施設ですので、副区長会議ですとか区長連絡会議という会議があるんですけれども、そういったものなどにもお諮りしながら、現場の意見をそういった中で吸い上げて検討を進めてまいりました。

また、その中間とりまとめ策定後につきましては、次の4ページにございますけれども、令和4年度、そういった意見の中で民間活用調整委員会という庁内の委員会、また民間活用事業者選定評価委員会という外部有識者に入っていたいただいた委員会、ここでそういった民間活用の必要性ですとか効果、そういったものを有識者の方などから適否について御判断をいただいたものでございます。その上で政策・調整会議という市の一番の意思決定機関になりますけれども、そういった会議にかけた上で、5月24日に教育委員会でも御承認をいただいたというような流れでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。石井委員、よろしいでしょうか。

【石井委員】

他都市事例調査というようなお話ありましたけれども、何都市ぐらい調査をされたんでしょうか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

そうですね、市民館・図書館またはそういった両方の複合施設などを合わせまして、10施設ぐらい、関東近辺の施設を見て回って、御意見を伺ってまいりました。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

岩切委員。

【岩切委員】

今、10施設ぐらい見て回られたということでしたけれども、その結果、どういう結果が得られたか、教えていただけますでしょうか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

まず、指定管理などを活用している施設を先進的な取組を中心に見て回りましたが、まず、やはりしっかりと行政と指定管理者が手を組んで、どちらがどちらでも地域との連携がないといったことはないんだなということが分かりました。

というと、両方に話を聞いたんですけれども、両方に並んでいただいて、どちらの観点からお話をいただきましたが、例えば、市民との連携ですとか、またそういった事業展開、そういったことにつきましては、うまく民間の視点を活用しながら、より賑わいですとか、市民館・図書館の中心的なサービスにつきましては、しっかり押さえながらも、更なる発展的な取組が行われているなというような印象を持ちました。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、岩切委員。

【岩切委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょう。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

御説明ありがとうございます。

私も教育委員として令和元年度の基本的な考え方についての御提案があって、私たち承認して、

決定して先に進んできたと思うんですが、今の中間とりまとめに関しても、段階を追って進めてきたということだと思えますけれども、それは、すなわち丁寧な説明をしてきたと私は理解しているんですが、それでよろしいですか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

そうですね、ここにお示ししているとおり、まずはしっかりどういう市民館像・図書館像を描くかというところからスタートしてまいって、その上で、そこにたどり着くための管理運営手法ということで現状は検討しておりますけれども、そこにつきまして、行政として責任を持った館運営をどうしていくかということについて説明してまいりましたし、一つ一つ積み重ねて丁寧に議論を行ってきたと、我々としては考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

色々な政策決定を庁内でしていくときに、中間とりまとめという形で報告する例というのはあまりないと思えますけれども、そういった点でも、やっぱり中間とりまとめという形で一度方向性を示して、丁寧に進めてきたと私も捉えていますけれども、それでよろしいですよ。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長でございます。

この間、市の政策につきましては、今、教育長からお話があったように、市としては意思決定を、教育委員会としても、意思決定をした後にしっかりと案を出して行ってパブリックコメントをかけるというような手続が一般的になっているところ、ただ、この件に関しましては、市民館・図書館のあり方につきましても、中間的に取りまとまったものをしっかりと教育委員会にもお諮りをさせていただいていますし、議会にもお諮りさせていただく。そうした手順をひとつしっかりと、途中の段階も多く入れて取組を丁寧に進めてきたという認識で我々はいます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。野村委員。

【野村委員】

陳情をお聞かせてくださった方、それから、御説明ありがとうございました。

今のお話にあったように、丁寧に進めていくという中で、パブリックコメントというのも重要なものだと思っているんですけれども、何せ私は今年から委員になったものですから、ちょっと確認で、パブリックコメントというのは、例えば、条例などではどういう位置づけになっているものなのか、改めて教えてください。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。パブリックコメント自体は、市民参加の拡充に伴う市民自治の確立と、市の説明責任を果たすと、この二つの意味がございます。なので、パブリックコメントによって市民に知らしめる、説明責任を果たすということが一つ。あと、その中で市民参加、市民の御意見をいただくというようなこと、その両輪がこのパブリックコメントという制度でございます。

透明で開かれた市政を実現するための市の政策等に対する市民の意見を求める手続ということでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

野村委員。

【野村委員】

ありがとうございます。今の御説明でいうと、中間とりまとめから考え方の案に至るまで、様々な団体から意見を聞いたりですとか、今回、パブリックコメントを募ったりとかというのは、あくまで賛否を問うものというよりかは、市民の方の意見をその後の計画に取り入れていくものという位置づけだと捉えてよろしいのでしょうか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

そのとおりでございます。パブリックコメント手続というのは逐条にも書いてございますが、政策等に対する市民の賛否を問うということではなく、意思決定に当たり市民の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をよりよいものにするためのものということになってございますので、教育委員会で案を確定した後、パブリックコメントにかけさせていただいているということでございます。

以上でございます。

【野村委員】

もう一言いいですか。

【小田嶋教育長】

はい、どうぞ。

【野村委員】

そうなる、新しいことをするときというのは、やっぱりこのままでもいいんじゃないかという方がいらしたり、今回だと10年後を見据えてとなると、時代の変化というのもあるので、例えば、今利用していない世代の人も、今後、大人になってというか、子どもが自主的に図書館に通えるようになったりすると、ニーズも変わってくると思うので、すぐく見通しは持ちづらいものだと思うんですね。

ただ、公共のものである以上は、今のままでいいという方の意見も分かりますし、あと、もう一つは未来を見据えてどんなふうにしていくのがいいか、そこをバランスよく見極めていって、利用を促していくのも私たちのある意味責務でもあると思っているので、今回、御説明の中で賛

否を問うものではなくて、あくまでも行政がかじ取りをしていくということの部分でいうと、もちろん反対意見が出るのも、ご不安もよく伝わってきましたので、今回、皆さんからいただいた要望を、このまま、全部が聞けるかどうか分からないにしても、一つの意見として、今後の指定管理の仕様書にも適切に盛り込んでいただけるようお願いしたいなと思います。

【小田嶋教育長】

コメントありますか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。まさにそのとおり是非やらせていただきたいと思ひますし、また、野村委員のお話にありまして、今、市民館・図書館の利用率につきましてもなかなか横ばい、ないし少し微減傾向にあたりるところがある中で、今使っていない未利用者の方ですとか、新たなお子さんですとか、今後の市民館ユーザーをどう育てるかという視点では、また色々な可能性のある施設であることは間違いないわけですね。そういったところをしっかりとやっていきたいということで、今回、このあり方を作成しておりますので、基本的なサービスはこれまでと全く変わらずしっかりやりながら、さらに何ができるかということにチャレンジしていきたいと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょう。

田中委員。

【田中委員】

ありがとうございます。ちょっと議論を元に、前のところに戻るかもしれませんが、振り返ってみますと、まず、今後の市民館・図書館のあり方というのを考える一つには、先ほど御説明ありましたけど、市民館利用者グループヒアリングとか、図書館のあり方に関するアイデアミーティングとか、もう本当に市民参加でたくさんの方論を用いながら、市民の意見を取り込み、そしてあり方をつくってきたと思うんですね。それが今度まとまった後、そのあり方で示したことを達成するための管理運営手法については、あり方考えるときはちょっと違って、行政内部で相当、先進事例を調査したり、検討してきたということをしていったと思うんですね。この管理運営手法について、行政内部でそうやって考えてきたというのは、どのような前提に立ってそのようになってきたのか。ちょっとまずそれを確認させてもらってよろしいでしょうか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。やはりやり方を変えなければいけないと考えていて、そのあり方づくりというのは、市民がどういう、繰り返しになりますけれども、どういう館に地域でなほほしいか、どういう館なら行きたいかとか、そういうところを、それは幅広くニーズをつかまなければいけないということで、まずそういう目的をしっかりとつくと。その上で、その目的の実現に

当たっての手法につきましては、例えば、今回三つのパターンを考え方でも比較しましたがけれども、直営ないし業務委託の拡充ですとか、あと指定管理という三つを比較して、では、それを「じゃあ、どれがいいですか」というような住民に丸投げをするようなやり方というのは、通常はあり得ないと考えております。やはりある程度こちらで、館運営を担っている我々でしっかり考えたり、調査なども含めて事例を示して、その上でお示ししたというような流れでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

田中委員、よろしいでしょうか。

【田中委員】

はい。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

一つ質問させていただきたいんですけれども、陳情の中にも図書館法のことを書かれていたかと思えます。それから、5月の文教委員会でしたっけ、そこでも図書館法に関しての質問があったと思うんですけれど、今後の市民館・図書館のあり方、ここでは図書館だけではなく市民館も含まれているわけなんですけれども、このあり方、考え方について、私、令和1年度から教育委員としてこの話を聞いてきているので、図書館法にのっかってやっているという認識でいたんですけど、それで合っているかどうか、確認させていただきたいと思えます。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。そのとおり、当然、図書館行政は図書館法にのっかって行ってまいります。図書館法の中で、目的ですとか定義みたいなものがありまして、図書の記録や資料の収集保存とそういったようなところにつきましては、例えば、今後、民間活用をする、しないにかかわらず、必ずやっていかなければいけないということは、当然のこととして受け止めております。その上で、繰り返しになりますけれども、さらに発展していくためにはどうしたらいいかというような視点も必要かなと考えているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

先ほど選書の話があったかと思うんですね。民間活用、私は悪いことだとは思ってなくて、私も民間企業から来ているという立場上、民間の得意なところ、行政の得意なところってそれぞれあるなと思っています。特に民間はマーケットを見据える力というか、マーケティングの力と

かそういったところも優れているので、良いところはうまく活用すればいいと思うんですけど、先ほどの選書のところ、ちょっと私、気になったんですけど、ここの指定管理の場合に、言葉が悪いですけど、丸投げというか、そのまま出しちゃうということをする予定なんですか。ちょっとそこを確認させてください。

【小田嶋教育長】

選書の方向性ですね。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。選書につきましては、今も全ての館の選書の担当が、中原図書館が中央館的機能を持つ図書館になりますが、そこに集まって、みんなでどの本を買うか、またどの本を捨てるかという蔵書構築といいますけれども、そういうことについては集中選定というやり方を取っております。ということで、例えば、指定管理が入ったそういう館ができて、そういった集まった中で行政主導の下にしっかり決めていくというようなスタイルを構築したいと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【岩切委員】

すみません、確認なんですけれども、委託した、例えば民間の業者が勝手に何かやるということはないという理解で合っていますでしょうか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

ありがとうございます。今も選書の話もありましたけれども、これ、実は私自身も自分の居住している地域では市民として日頃活動していて、行政とパートナーシップを組んでやっています。そういう経験とか、あるいは自分自身が社会教育を専門とする仕事ですので、行政と市民の方々との関係にもよく接しております。

そういう経験から考えると、これまで市民の方々が行政の職員の方と直接やり取りしながら市民活動をされていたというのが、これから、そうではなくて間に指定管理者が入ることになってきたときに、やはり市民としては、かなりの不安とか心配は残る。やっぱり私が市民活動している経験からしても、当然だと思うんですね。

その時に、では、どういうところをきちんと担保していけばいいのかということ考えたとき、私が特に大事だと思うのは、先ほども専門性という話が出ていましたけど、そういう専門性をベースにした公共性がどれだけ担保されるのかということと、もう一つは、ただの市場原理でやっ
ていけばいいというものではなくて、市民参加というものがこういう社会教育の施設、機関にはとても重要なものですから、市民参加がどのように担保されるのか、それがとても重要になってくると思うんですね。その辺りは、我々もこれまで会議の中でかなり厳密に検討して、公共性をこういう形で担保していくとか、市民参加はこういう形でこれからも継続できるんだという話を聞いてきましたけれども、改めて確認したいんですが、その公共性と市民参加について、指定管理になるとしても、こういうところで、例えば、今の選書もそうでしたけど、この部分は指定管理者に頼むんじゃなくて行政が直営でやるとか、あるいは、指定管理になったとしても、市民参加はこういう形でちゃんと継続できるんだというところを確認のために教えていただけるとありがたいです。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。「管理・運営への考え方」の中にも、導入に当たっての視点ということで、そういったところにしっかり記載をしております。その中では、役割分担のところにつきましては、地域で活動する団体ですとかボランティアの育成、協働、連携、その活躍の場の提供に関するところにつきましては、市と指定管理者が連携して行うということで、あえてわざわざ抜き出して書いております。そういったところは行政は手放してはいけないことだと、我々としても理解をしております。

御不安でよくいただく公共性の担保の部分、またその知識の継続部分みたいなところにつきましては、例えば、図書館においては直営館と中央館と階層的なつくり込みをして、また細かく制度設計はしてまいりますけれども、そういう中で、そこは外してはいけない部分だということで我々としても認識しておりますし、そういった視点の中にも記載をさせていただいておりますので、民間にただお任せして、後はあまり関わらないみたいなことだけは絶対に無いように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【田中委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、田中委員。

【田中委員】

はい。

【小田嶋教育長】

今、田中委員の発言とも重なる部分ですけど、あり方で民間活用の更なる導入という方向性を示した上で、こっちの考え方のほうでは、その民間活用の三つのパターンを、今までもお話ありましたように他都市調査ですとか、視察などを行って、丁寧に比較検討を行っています。それが11ページから、こちらの本編のほうなんですけど、26ページまでかけて、その辺の丁寧な検討を行っているということがありますし、導入の効果についても27ページから45ページ、かなりページを割いて他都市の導入の効果を示しながら詳しく示しているかなと思っています。

他には御質問いかがでしょうか。よろしいですかね。

あと一つ、最後に、先ほど陳述にもありましたけれども、先般の社会教育委員会議の中での議論のことがございましたが、そこで議長提案の提言という形にはならなかったんですが、大事な議論をしているということで、委員の皆様方には議事録のほうを共有していただいておりますが、それ、1回目、2回目、3回目と目を通していただいていると思いますが、そちらのことで何か御意見等はございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

ありがとうございます。我々にも社会教育委員会議の議事録などが、当日の資料とか、全て事前に送っていただいております。それを拝見しますと、本当に多様な御意見が出ています。やはり社会教育というのは、当然もうこれは、学校教育とは異なって制度がありながらもかなりの多様性を認めながらいくというのが社会教育の一つのあり方だと思いますので、社会教育委員の方々の中にも随分多様な意見があるというのがよく分かりました。

そういう中で、提言を出すには至らなかったということですけども、ただそのプロセスの中で、指定管理を公募にするに当たっての仕様書をきちんとつくることであったり、選定を慎重に行うとか、人材育成を行うとか、かなり大事なポイントを社会教育委員の会議の中で議論していただいているんですね。ですから、是非これらの議論をされて、途中段階かもしれないけれども、大事なポイントが出てきていますので、これをきちんと踏まえながら指定管理の御説明の時にやっていただけるといいなと思っています。

このような陳情の方の御意見もそうですし、パブリックコメントもそうですし、社会教育委員の会議の方々の御意見もそうですけれども、やはりこれまで直営でやってきたことを指定管理に、一部ではありながらも移すということは、かなり大きな変化になるわけですね。ですから、我々教育委員としては、これを決めるに当たってかなりの責任があるということは、十分承知していますし、事務局としても、これが更なる図書館・市民館の発展につながるように、いい形で指定管理を進めていただきたいと強く感じております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

一通り皆さんから色々な視点から御意見をいただいたと思います。

それでは、この陳情の取扱いに関しまして御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

本日の口頭陳述でお二人の方から陳述がございました。その内容に関して、今、私たち教育委員としてさらにお聞きしながら、陳述の中で出された疑問とかそういうものに対しても、議論をしたと理解しております。

さらに、私たち教育委員としても、教育委員会としても、これまで「今後の市民館・図書館のあり方」から検討を始めて、そのあり方を実現するための手法である「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」を検討してきたわけです。この間、事務局でも各利用団体をはじめ関係者に丁寧な説明を行ってきて、適切なプロセスを踏んで進めてきていると理解しておりますので、本陳情の取扱いについては不採択でよいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。他には。

不採択ということでの御意見でしたけれども、特に反対という部分ではございませんか。

岩切委員。

【岩切委員】

私も、これまでに適切なプロセスを踏んできたという事務局側の説明と、それからそれに基づいて検討を進めてきたということ。それによって指定管理制度を導入したいというお話というのは理解をいたしました。

先ほどから話があったように、10年後の利用を見据えて多岐にわたるニーズに応えられるようなものをつくっていくということで、民間を活用しながら上手に活用いただけるということであれば、私は不採択でいいかなと思います。

ただ、先ほど田中委員が言われたように、やはり今までのプロセスのところ、やっぱり納得されていない部分もあるということとどこかとどめ置きながら、今後ますます利用者の方、それから、今利用されている方たちの満足感が最大限に引き出せるような努力はしていただけたらと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

お二方、不採択ということをお考えで、特に他の委員の方、反対ということではなく、よろしいでしょうか。

それでは、お二人の今のお考え、また本陳情の取扱いにつきまして、お二人の考え方も踏まえて、私のほうで少しまとめたいと思います。

採択につきましては、1件ずつ採決をしていきたいと思います。

まず、陳情第1号につきましては、今、委員の皆様からも様々な御意見をいただきましたが、市民からの市民館や図書館に対する御意見や要望は様々ないただいておりますが、それらの意見を

丁寧に聞きながら、「今後の市民館・図書館のあり方」及び「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」を計画的に、段階的に丁寧に検討を進めてとりまとめてきたことを確認いたしました。

事務局からは、地域との連携により市民館及び図書館サービスの充実を図ることなど、「今後の市民館・図書館のあり方」で示しております理念は、これまでと変わらずに進めていくこと、それらの実現の手段として、指定管理制度を導入することによりサービス向上を進めていくという説明がございました。

従いまして、これからも様々な意見を丁寧に受け止めながら、より良い指定管理者制度となるように工夫をして、市民館や図書館の運営を行っていき、サービスの向上を目指していくことを改めて確認しましたので、陳情の取扱いといたしましては、不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

【小田嶋教育長】

続いて、陳情第2号についてですが、1号と同様の理由によりまして、取扱いといたしましては不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

陳情審査については以上でございます。

8 報告事項Ⅰ

報告事項No. 1 陳情第3号 「川崎市教育委員会教職員人事課の人事権に関する陳情」の報告について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項1に入ります。

「報告事項No. 1 陳情第3号 川崎市教育委員会教職員人事課の人事権に関する陳情」の報告についての説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、報告事項No. 1 陳情第3号 「川崎市教育委員会教職員人事課の人事権に関する

る陳情」の報告についてを御説明いたします。

教育委員会宛ての陳情を受け付けましたので、御報告をいたします。

端末の資料一覧の画面の03【報告事項No. 1】のファイルをお開きください。

資料につきましては、教育委員の皆様には共有していることもありますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、本市の教員が教職員人事課の人事権に関して陳情を行っているものでございます。

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、陳情者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま報告のありました陳情第3号の取扱いにつきましては、今後、審議していくということとよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、陳情の意見陳述についてですが、これを認め、その時間については10分程度ということとでいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項No. 2 令和4年度 全国学力・学習状況調査結果報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和4年度 全国学力・学習状況調査結果報告について」の説明をカリキュラムセンター担当課長、お願いいたします。

【鵜木カリキュラムセンター担当課長】

それでは、令和4年度 全国学力・学習状況調査 川崎市の結果につきまして御報告いたします。

ファイル「04-1【報告事項No. 2】」をお開きください。こちらの「令和4年度 全国学力・学習状況調査結果についてー川崎市の児童生徒の学習・生活の状況ー」を中心に説明いたし

ます。また、ファイル「04-2【報告事項No. 2】資料」は「教科に関する調査と質問紙調査の説明資料」でございます。こちらは後ほど使用する際にお伝えいたします。

まず、【報告事項No. 2】の1ページを御覧ください。

上段の「調査実施の状況」でございますが、今回の調査では、児童生徒に対する調査の質問紙調査において、紙帳票での調査に加え、オンライン回答を希望する学校から、小学校8校、中学校3校が端末を活用して回答いたしました。

次に、「児童生徒に対する調査」の教科に関する調査につきましては、小学校では国語、算数、理科、中学校では国語、数学、理科が実施されました。理科につきましては、3年に一度行われることになっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で平成30年度以来の調査となりました。

下段の「教科に関する調査結果の概要」を御覧ください。

1 教科に関する調査の平均正答数と平均正答率を、川崎市と全国の結果を一覧で示しております。

2 本市の傾向ですが、いずれの数値も全国を上回っており、また、指定都市においても上位に位置している結果となりました。

次に、2ページを御覧ください。教科に関する調査につきまして、最上段の枠を御覧ください。全体の傾向について、全国と比較して上回った設問は白い三角、下回った設問は黒い三角、5ポイント以上の差には下線をつけております。また、結果の概要につきましては、白い四角は比較的できている点、黒い四角は課題があると考えられる点を表しております。

初めに、小学校国語についてです。2ページの中段「全体の傾向」を御覧ください。

学習指導要領の内容ごとの傾向として、「読むこと」は全国を5ポイント以上、上回りました。一方、「言葉の特徴や使い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」については全国を下回りました。

次に、下段「学習指導要領の内容ごとの結果の概要」ですが、比較的できている点は、「話すこと・聞くこと」1の三、必要なことを質問し、話し手が伝えたいことや自分が聞きたいことを中心に捉えることなどです。

課題があると考えられる点は、「書くこと」3の二、文章に対する感想や意見を伝え合い、自分の文章のよいところを見つけることなどです。

次に、4ページを御覧ください。中学校国語でございます。

上から二つ目の○「全体の傾向」としては、「話すこと・聞くこと」「読むこと」「我が国の言語文化に関する事項」において、全国を上回りました。一方、「書くこと」「言葉の特徴や使い方に関する事項」「情報の扱い方に関する事項」においては、全国を下回りました。

次に、下段「学習指導要領の内容ごとの結果の概要」ですが、比較的できている点は、一番下にあります「言葉の特徴や使い方に関する事項」2の一、助動詞の働きについて理解し、目的に応じて使うことなどです。

課題があると考えられる点は、少し上にあります「書くこと」「情報の扱い方に関する事項」2の三、自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書くことなどです。

次に、6ページを御覧ください。小学校算数でございます。

全体の傾向として、今回の調査では、全ての領域において平均正答率は全国を上回りました。

次に、下段「学習指導要領の領域ごとの結果の概要」ですが、比較的できている点は、「数と計

算」1（1）被乗数に空位のある整数の乗法の計算をすること、「図形」4（2）図形を構成する要素に着目して、長方形の意味や性質、構成の仕方について理解することなどです。

課題があると考えられる点は、「数と計算」1（4）示された場面において、目的に合った数の処理の仕方を考察することなどです。

次に、8ページを御覧ください。中学校数学でございます。

全体の傾向として、今回の調査では、全ての領域において平均正答率は全国を上回りました。

次に、中段「学習指導要領の領域ごとの結果の概要」ですが、比較的できている点は、「図形」9（1）証明の根拠として用いられている三角形の合同条件を理解すること。また、9ページを御覧ください。一番上の「データの活用」5、多数の観察や多数回の試行によって得られる確率の意味を理解することなどです。

課題があると考えられる点は、同じく9ページの「データの活用」7（1）データの傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することなどです。

次に、10ページを御覧ください。小学校理科でございます。

全体の傾向として、今回の調査では、全ての領域において平均正答率は全国を上回りました。

次に、中段「学習指導要領の領域ごとの結果の概要」ですが、比較的できている点は、一番下の「生命」1（1）見いだされた問題を基に、観察の記録が誰のものであるかを選ぶことなどです。

課題があると考えられる点は、中段のエネルギー3（4）問題に対するまとめから、その根拠を実験の結果を基にして記述することなどです。

次に、12ページを御覧ください。中学校理科でございます。

全体の傾向として、全ての領域において平均正答率は全国を上回りました。

次に、「学習指導要領の領域ごとの結果の概要」ですが、比較的できている点は、中段にあります「エネルギー」1（2）タッチパネルの反応に水が関係しているかを調べるために、変える条件と変えない条件を適切に設定した実験操作の組合せを選択すること、また、下段にあります「生命」4（1）ダイオウグソクムシとダンゴムシの足の様子が異なることについて、生活場所や移動の仕方と関連付け、その理由を説明することなどです。

課題があると考えられる点は、中段「エネルギー」5（1）おもりに働く重力と釣り合う力の矢印を選択し、その力について説明すること。下段「生命」8（3）生物Xが昆虫類かどうか、アリと比較して観点と基準を明確にして判断することなどです。

各教科の概要説明は以上となります。

次に、ファイル「04-2【報告事項No. 2】資料」をお開きください。

3ページを御覧ください。

初めに、各教科に共通して課題があると考えられる点について説明いたします。

一番上の枠に示しましたが、「様々な知識及び技能を関連付け、目的や場面に応じた判断をすること」「自分のことばで説明したり記述したりすること」が挙げられます。このことについて、小学校理科を例に説明いたします。

3ページにあります3（4）は、実験結果を問題の視点で分析して、解釈し、自分の考えを持ち、その内容を記述する設問です。

たかしさんたちは、日光をはね返して調理する動画から、鍋の色と温まりやすさについて問題を見だし、実験をして結果を表にまとめました。はなこさんは、問題に対するまとめとして、

「はね返した日光を水の入った缶に当てると、黒色の缶の水の温度が最も高くなる」とまとめましたが、このようにまとめた理由を、【結果】の表で示されている具体的なデータを使って記述するという設問です。正答率は37.7%でした。

この設問のように、問題の視点で分析し、考察するという目的や場面に応じた判断に課題があること。そのため、その理由を自分の言葉で表現することに至っていないことが課題となっています。国語、算数・数学、理科で明らかになった課題を基に、授業改善のポイントを示し、各学校の授業改善の取組を支援してまいります。

次に、学習や生活習慣に関する質問紙調査について御説明いたします。

経年変化で着目している質問、ICTを活用した学習状況など、新規の質問について、ファイル「04-1【報告事項No. 2】」の14ページから21ページにまとめてありますが、ここでは、特に注目する質問について、現在御覧いただいているファイル「04-2【報告事項No. 2】資料」にまとめましたので、こちらを使って説明させていただきます。

先ほどの理科の問題の次のページになりますが、ファイル「04-2【報告事項No. 2】資料」4ページを御覧ください。

初めに、全国との比較において、ICTを活用した学習状況について説明いたします。なお、今年度の新規項目につきましては、上部に黒い星印で示しております。

全国と比較すると、「5年生（中学校は1、2年生）までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか。」、右側の「学校で、授業中に自分で調べる場面で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使っていますか。」という質問で、全国を大きく上回っています。

一方、5ページを御覧ください。右側、「学校で、自分の考えをまとめ、発表する場面で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使っていますか。」という質問については、ほぼ全国の数値と同等でした。昨年度4月から始まったGIGAスクール構想を推進していく中で、これらの質問に対して注視してまいります。

次に、6ページを御覧ください。全国との比較において、プラス・マイナス5ポイント以上開きがあったものについて説明します。

5ポイント以上、上回った質問項目は「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う。」や「5年生（中学校は1、2年生）のときに受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っている。」です。

次に、5ポイント以上下回った質問項目です。7ページを御覧ください。「地域や社会をよくするために何をすべき考えることがある」「今住んでいる地域の行事に参加している」につきましては、数値が下回っております。要因として、コロナ禍において諸活動に制限がかかったことがありと推察しております。これらの質問につきましては、経年の変化に注視しながら分析する必要があると捉えております。

次に、8ページを御覧ください。平成27年度からの経年による比較をした結果でございます。平成27年度と比較すると、8ページ左上「国語の授業の内容がよくわかる」、続いて、9ページ右下「算数・数学の勉強は将来役にたつと思う」の中学校については、増加傾向が顕著であり、続いて10ページ、理科の中学校については、どの質問も増加傾向にあります。また、小学校の各教科につきましても多くの項目で増加傾向が見られます。

しかし、10ページ右上、小学校の「理科の勉強が好き」が減少傾向にあります。これはコロナ禍で実験の回数が少なかったことも影響していると推察しております。

次に、11ページを御覧ください。自己有用感等についてです。ここでは、経年の比較と、小学校5年次、中学校2年次に調査した川崎市学習状況調査の結果を示し、同一集団での比較も掲載いたしました。

「自分にはよいところがあると思う」の質問項目では、経年の比較で平成27年度と比べますと、小学校、中学校ともに上昇しております。右側の同一集団での比較を見ますと、現在の中学3年生、また令和3年度の中学3年生ともに、小学校で数値が上がり、中2の段階では下がっておりますが、中3の段階で上昇していることが分かります。このような視点で分析することは重要であると考えておりますので、これらの調査結果につきましては、教育委員会各部署で情報を共有し、改善を図っていくとともに、経年変化や同一集団の変化の推移を注視しながら分析してまいります。

本日、説明いたしました「令和4年度全国学力・学習状況調査結果について」は、総合教育センターのホームページに掲載いたします。また、「授業改善に係る説明会」については市内教員を対象とし、オンラインによる動画配信を予定しております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等あれば、お願いいたします。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。とても素晴らしい内容の報告があつて、これまで川崎の先生方、子どもたちが努力されてきたことがここで一つ実を結びつつあるなと思っているところでございます。

私たち教育委員も、各研究会でそれぞれの学校へお邪魔したときに、例えば、理科とか数学の研究会にお伺いしたとき、指導主事の先生方、それから、それに参加されている先生方が一体となって進めていらっしゃるのをひしひしと感じていて、それがこういう成果になって本当にうれしい限りだと思います。

今の御説明にさらに、これ7月29日付の読売新聞に出ているんですが、政令市の中で小学校では川崎市は国語が3位、数学が1位、理科が1位というように新聞に示されております。また、中学校も国語が5位、数学が5位、理科が7位ということでもあります。順位がどうのこうのということではなく、その中身が大事で、今、御説明いただいた中身がすごくいい中身になっていて、これは、先ほども言いましたが、繰り返しますが、先生方と子どもたちの普段の勉強が成果を結びつつあるんだなと思っておりますので、これをさらに継続していただきたいなと思います。

その継続という視点に立ったとき、読書のまちである川崎が、読書を特に長文を読んでいくようなことをしていかないと、問題をどう解いて、どう答えていくか。さらに、これをプレゼンテーションできる力が培われていないと、今後は駄目なんだろうなというふうに思っております。

そういった意味で、先日、国際バカロレア認定校の I S A K の入学ガイダンスに行ったんですけど、ここでも明確にチェンジメーカーの養成なんだってこの学校は言っているんですね。私たち川崎の中からも、チェンジメーカーになり得る人材をどう育てていくのかという視点もどこかに持ちながら行くことが、是非求められるのではないかなということと、それから、ただいまの報告は、学テに関してなんですが、文科省は同時に、中学、高等学校の英語力についての調査もやっているはずでありまして、その調査の中では、英語でどういうふうに表現できるかとか、伝えられるかというコミュニケーションについてとても大事で、この点も川崎、是非、力を入れていっていただきたいと思いますと同時に、他の政令市では教職員の、例えば、英検の 2 級以上の取得に対して補助を出したりだとかそういうことをしておりますので。もちろん川崎がやっていないという意味ではありませんよ。さらにそれを進めていってほしいなというふうに思います。

先ほど申し上げた、I S A K に行きましたら、バイリンガルじゃないんですよ。トライリンガルなんです。例えば、お父さんが日本人で、お母さんがスペイン人で、来たお子さんは、日本語とスペイン語と英語が話せるというそういう環境の中でいらっしゃって、そういう人たちがみんな世界中から集まってきているという状況でありますので、是非、英語力の向上というところにも視点を持ちながら進めていってほしいなと思います。

色々意見になってしまっていて恐縮なんですけど、以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

とても分かりやすい御説明ありがとうございました。

特に印象的だったのは、最後のほうでお話いただいた、資料 0 4 - 2 の報告事項 No. 2 ですね。その 8 ページ以降でしたか、子どもたちの意識の変化ですね。授業がよく分かるとか、大切さとか、かなり前向きに捉える気持ちが年々高まっているというのは、とてもすばらしい結果だと思いました。

さらには、それが 1 1 ページ辺りの自尊感情とかなり関係あるのでしょうか、「自分にはよいところがある」という数値が、若干ながらも上がってきております。

一つ気になるのが、「夢を持っている」というところが若干落ちてきているところなので、これを子どもたちの夢というのは、恐らく、これ右側の同一集団内を見ると、特定の子を見れば、だんだんだんだん下がってきているということなので、恐らく小学校段階では漠然と何かこんなのがいいなと思っているけども、現実を知っていくにつれて難しいんだと分かってくるという、こういう経緯は当然あるんだと思うんですけど、もう一つ別の流れを想定すれば、漠然としたものがだんだんキャリア教育を通して、在り方の教育を通して、何か具体的な夢に向かっていくような、そんな意識が高まっていくようになればいいなというようなことも感じました。これは本当に先生方が努力しながら、ここまで本当にもう自尊感情を高め、プラスの方向を高めていっていただいているので、この夢のところをさらにもう一歩行けるといいなということを感じました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
他の方はいかがでしょうか。
野村委員。

【野村委員】

御説明と分析をありがとうございました。

今の田中先生の夢というところのお話に関連するんですけども、この資料で言うと04-1の17、表になっています。特に中学校になったら下がっていくというところで、私も気になっていて、それで言うと、質問に文句は言えないと思うんですけど、この設問にちょっと気になるところが実はあって、夢を持つとか、人の役に立ちたいということは、どれもすごく立派なことでもあるんですけども、このような質問があることによって、こうあらねばならないという子どもたちへのプレッシャーにもなりかねないのかなとも感じました。自分が子ども時代を思い起こしたときに、こんなに具体的に何か目標に向かっていたり、人の役に立ちたいと、その使命感に燃えていたかどうか、私はそんな立派な子どもだったかどうかと思うと、ちょっと私は個人的にはそうじゃなかったんですね。

川崎はキャリア在り方生き方教育に力を入れているので、こうした具体的なものを持つ子は、それはそれですばらしいと思うんですけども、キャリアを考えていくときに、夢を持っているという聞き方だと何か特定の職業に向かっていかなきゃいけないような聞き方だったりすると思うんです。私が思うのは、人としてどう生きていきたいかというところが、一番根底にあって、その上でその子の個性があって、さらに今後年齢を重ねていくことによって、その子の得意とか、技術とかが積み重なって、おのずとその子の道が開けていくという、そういうやり方のキャリアの描き方というの、あり得ると思うんですね。

この質問がどう影響するか、子どもたちの心理にどう影響するかというのは難しいところなんですけれども、この質問によって自分の将来の描き方が、何か目標があってそこに向かっていくことじゃなきゃいけないという印象にならないように、この状況調査をした後に子どもたちに何かしらフォローがあったりするといいのかなと、家庭でもそこはフォローしていきたいなと感じました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。こういう結果だけではなく、数字だけではなく、それをどういうふうに本当に子どもたちの成長につなげていくかという視点を、教員もそうですし、保護者の方もしっかり持っていただくと、本当に子どもたちにとって意味のある調査になるのかなと思います。

他にはいかがですか。
岩切委員。

【岩切委員】

報告どうもありがとうございました。夢の話とか、それから自己有用感の話というのは皆さん

と同じなので割愛いたしますけれども、04-2の報告事項No. 2資料の4ページ目と5ページ目のところに、ICTを活用した学習状況というものがございました。これを見ると、もう明らかに全国平均よりも川崎市の小・中学校でのICTの活用が進んでいるという結果なんだと思います。これ自体、私は非常に誇りにすべきことだと思うし、現場の先生方の本当に努力が実っている結果だと思って喜んでいますが、一方でちょっと懸念もありまして、やはりこういったタブレット端末を長時間使用することによって、子どもたちの視力の減退とか、そういったことが一方で問題になっているかと思えます。そういった意味で、これを無尽蔵に伸ばしていくことを目的にしないで、どのくらいにしたいというターゲットを決めて、川崎市はこういうふうにしていきたいんだというのを、何かやっていただけるといいなと思いました。

例えば、半分ぐらいはICTを使うけれど、半分ぐらいは生にいろんなものを体験する時間を取りたいとか、あるいは考える時間ということで、あえて端末に頼らない時間、子どもたち同士の児童生徒同士のコミュニケーションの時間にするとか、何かそこら辺も中で少しターゲットを持っていただけたらありがたいなというふうに思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

石井委員

【石井委員】

この資料、非常に見やすく感じました。データの分析というのは、経年、5年、10年、長いデータの蓄積と、その分析というのは非常に分かりやすいし、説得力があると思います。

これを見ると継続は力なりと、ずっと継続していくということは、子どもを成長させる上でも本当に必要だなと改めて感じました。ですから、上がった、下がったというのを一喜一憂することではなくて、社会状況とか今回みたいなコロナの影響があるので、そういったものをまた10年後20年後を見たときに、川崎の状況というのが分かってくると思いますので、是非このデータも今後とも長く取って、それで分析に役立たせるということが非常に分かりやすく、すばらしいことだと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

何度もすみません。

04-1、報告事項2の資料で申し上げますと、15ページのところなんですけれども、こちらは算数で、その先16ページに行くと理科があると思います。川崎市の成績だけでいうと番付は上位なんですけれども、保護者としては授業の内容がよく分かるかどうか、特に中学生で78%だとか、これは数学ですね。理科だと75.3%ですね。こうなってくると、20%ぐらいの人が分からないわけなので、5人に一人くらいの方が、授業でもよく分かるという気持ちではない

ということになってくると思うんです。この5人に一人くらいの子どもたちにどうフォローしていくかということも気になるんですけども、何かお考えとか、今後の計画などがありましたら、教えてください。

【小田嶋教育長】

では、お願いします。

【鵜木カリキュラムセンター担当課長】

ありがとうございます。同じ16ページの文章で書いてある部分に掲載させていただきましたが、例えば中学校理科のよく分かるについては、3年ずつ見ますと上がってはきているんですけども、今御指摘にあったとおり、まだ76%というふうに捉えますと、やはり今後も全ての児童・生徒が分かる授業を目指してという文章で書かせていただきましたが、一人ひとりの授業が分かるという、やはり実感というのが大切なのかなと感じております。

これはもちろん理科以外の教科でもそうだと思うんですけども、ここで書かせていただきましたが、特に理科については勉強することの有用感というところは大切にしていきたいなと考えております。小学校の「理科が好き」が若干下がってきているという結果ではあるんですけども、先ほどお話しも岩切委員からあったように、やっぱり生に触れる、実物に触れる、そしてわくわくしながら実験に取り組むといった、そういった活動を大切にしつつ、児童生徒がそれぞれ自分分は分かっているんだという自覚というものを大切に、そういった個に応じた授業支援ということは、心がけていきたいと考えております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。今のお答えもそうですし、個別最適な学びということで、GIGAパソコンもそうですし、スタディログの活用、これから今、野村委員から指摘があったようなところはしっかりと、どういう形で、どういうものを活用して、一人ひとりに本当に個別最適な学びを保障していくとか、大きな課題だと思いますので、センターのほうも各研究会等としっかり連携していただければと思います。

あとよろしいでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御礼を一つ言わせていただきたいなと思います。資料の04-1のほうの報告事項の、例えば17ページのところですけども、平成27年度以降のところも全部書かれているというので、過去の古いものも全部表してほしいという、多分リクエストに応じてくださったんだと思うんですけど、非常に分かりやすくなって、感謝申し上げます。

一言だけ申し上げたかったのは、やはりコロナの状況というのは、子どもたちも非常に不安定になっていますし、授業も普通にやりたくてもできない状況があったかと思います。ですから、そのところをコンマ1%が上がった、下がったということに一喜一憂するのではなくて、大きなトレンドの中でどういう傾向にあるのかという、そういう捉え方をしていっていただいて、将

来につなげていただけたらなと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

長くなって申し訳ないです。どうしても伝えておきたいということがあったのを、先ほど落としてしまいましたので。

今、教育未来創造会議が開かれていて、第一次提言が出されましたよね。あの中でSTEM教育、STEAMじゃなくて、STEMのほうですね。アートを抜いたほうですけども、これを大学が5割程度に引き上げるという第一次提言が示されました。自然科学関係で現在35%しか進学してなくて、これを50%に上げていくということが示されました。そのSTEM教育の中でもダブルメジャーと言って、複数専攻も認めていこうじゃないかという方向が出ています。

そのSTEM教育を考えたときに、先ほどありましたように数学と理科が政令指定都市の中で1位になっているわけでありますので、さらにこれを伸ばしていくために、理系のリテラシーとか、そういうものを持っていらっしゃる女性の方が、児童生徒さんが4割いるにもかかわらず、実際の大学の理系に進んだ女性の方は7%しかいないんです。ということは、豊かな資源をお持ちになっているのに、それが理系につながっていないということ、それから先ほどの提言にあるように、理系の方々を5割に引き上げていくぞという国の方針が出始めておりますので、そこら辺のところを見据えながら、川崎の教育がよりよく進んでいくために、理系の力を持っている女子生徒さんの力をもっと伸ばしていくということは、喫緊の課題になるんじゃないかなとも思っていますので、そこら辺のところも含めながら、是非先を見ながら、さらに現実の子どもさんたちのためにとということと、私は教員養成系の大学で、今の学生さん、または教員になられたばかりの方々というのは、やっぱりほめて伸ばさないと駄目なんですね。なので、今回のことについてもどこがよかったのか、何がよかったのか、どういう教え方がすばらしかったのかというようなところを、先生方にたくさんお伝えして、たくさんほめていただきたいなと思っております。そのことをお伝えするのを先ほど落としてしまいました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

9 議事事項 I

議案第 27 号 令和 5 年度・教職員人事異動方針について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に移ります。

「議案第 27 号 令和 5 年度教職員人事異動方針について」の説明を、職員部担当部長、お願いいたします。

【佐藤職員部担当部長】

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 27 号「令和 5 年度教職員人事異動方針について」につきまして、御説明させていただきます。

人事異動方針につきましては、令和 5 年度人事異動の実施に当たり、適正な人事異動を推進するために基本方針を定めたものでございます。

議案書の 1 ページ目を御覧ください。

人事異動に当たりましては、時代の変化に適応し、多様化・複雑化していく諸課題に柔軟に対応するとともに、学校の適正な運営を確保することを念頭に、学校の教育力の強化に向けて、学校運営の活性化を図ること、また「かわさき教育プラン」の視点を踏まえ、適材適所に配置すること、地域との連携等特色ある学校づくりを推進し、教職員の意欲を一層引き出すこと等を方針とするものでございます。

なお、別紙議案第 27 号資料「令和 5 年度教職員人事異動方針関係資料」は、関係法令や、この人事異動方針に基づいて、具体的な手続等を定めた人事異動実施要領の案をまとめたものでございます。後ほど御覧ください。

議案第 27 号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 27 号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第 27 号は原案のとおり可決といたします。

議案第28号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（令和3年度版）について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第28号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（令和3年度版）について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【堅月教育政策室担当課長】

教育政策室担当課長の堅月と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第28号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書」について御説明いたします。

「報告書」でございますが、分量がございますので、「概要版」で御説明させていただきます。06-2_【議案第28号】資料のファイルをお開きください。

3ページを御覧ください。本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学識経験者や公募市民等で構成する「川崎市教育改革推進会議」において御意見をいただきながら、本市の教育に関する基本計画である「かわさき教育プラン」の進捗管理の結果を取りまとめたもので、今後、議会への提出及び公表を行うものでございます。

5ページを御覧ください。第1章「教育委員会の活動状況」でございます。昨年度は、定例会12回、臨時会を6回開催し、合計55件の審議を行った他、教育委員会会議以外の活動も実施いたしました。

6ページを御覧ください。第2章「かわさき教育プランについて」でございます。

現行の「かわさき教育プラン」は、平成27年度から概ね10年間を対象期間として、「教育基本法」に定める「教育振興基本計画」とされておりまして、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」とし、基本目標を「自主・自立」「共生・協働」として定め、その実現に向けた具体的な取組を八つの基本政策に整理しております。

7ページを御覧ください。第3章「かわさき教育プランの点検及び評価の項目」でございます。

中段の枠内でございますように、教育プランは、八つの基本政策、19の施策、46の事務事業で構成されておりまして、点検・評価は、基本政策から事務事業を対象項目としております。

8ページを御覧ください。ここから基本政策ごとに点検・評価結果を御説明してまいります。

初めに、基本政策1「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。

「主な取組成果」としましては、②「キャリア在り方生き方ノート」等の活用に向けて、担当者研修会や訪問研修会を開催し、教員が授業等で効果的に活用できるよう支援を行うなどいたしました。

9ページを御覧ください。上段の「主な課題」でございますが、②引き続き全ての教育活動を通じて、子どもたちの社会的自立に必要な能力や態度の育成などが必要と考えてございます。

次に、中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、②自己肯定感や将来に関する意識について、下がり幅が大きい印象を受けたため、学力的な面以外のところに影響が出てきているのかもしれないと感じたという御意見や、⑤特別支援学校においても、自らの障害を認識し、自己肯定感を高めていくことが重要などの御意見をいただきました。

こうした課題や御意見等を踏まえ、「今後の取組の方向性」でございますが、①多様性を尊重す

る教育を計画的・系統的に推進するため、カリキュラムマネジメントの充実が図られるよう、教職員研修などを実施して各学校への支援を行うことや、③児童生徒が将来の生活や社会との関わり方を関連づけながら、キャリア発達の見通しを持ち、自身を振り返る機会を設けることで、一人ひとりが自信を持って可能性に挑戦できるよう取組を進めるなどしてまいります。

10ページを御覧ください。基本政策2「学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす」でございませう。

「主な取組成果」としましては、①市学習状況調査・市学習診断テストと生活や学習に関するアンケートを実施し、調査結果を配布することで、学習状況や今後の課題の把握、授業改善に活用して、一人ひとりの学びを大切にした学力向上策を推進した他、④一人1台分の端末及び無線LAN環境を活用して、かわさきGIGAスクール構想のステップ0・1の取組を進め、児童生徒の情報活用能力の育成を図るなどいたしました。

11ページを御覧ください。上段の「主な課題」でございませうが、①一人1台端末を活用した授業改善等の取組による「分かる」授業の実現に向けた取組の継続や、④「かわさきGIGAスクール構想」の推進などが必要と考えております。

次に、中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございませうが、①新型コロナウイルスの影響による教育活動や学習活動への影響や、④子どもの体力低下を心配する御意見の他、⑤定時制生徒に対する学習支援・就労支援が大変重要で、生徒の実態に合わせた取組をしてほしいなどの御意見をいただきました。

「今後の取組の方向性」でございませうが、①市学習状況調査・市学習診断テストについて、対象学年を拡充し、スタディ・ログを活用することで、全ての子どもが「分かる」ことを目指し、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習活動を充実することや、④「かわさきGIGAスクール構想」に基づいたステップ2の取組を進める他、オンラインでの学習支援の推進など、ICT環境を生かした取組を進めるなどしてまいります。

12ページを御覧ください。基本政策3「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございませう。

「主な取組成果」としましては、①重度の障害のある児童生徒が在籍する特別支援学級への介助人材の配置を行うことで、教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒の状況に応じた適切な支援体制の構築に係る取組を推進するなどいたしました。

13ページを御覧ください。上段の「主な課題」でございませうが、「無気力、不安」、「友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」等、様々な要因から増加傾向にある不登校児童生徒について、状況の改善を図り、社会的自立につなげられるよう、ゆうゆう広場（適応指導教室）での活動内容の改善などが必要と考えております。

次に、中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございませうが、不登校生徒について、それぞれの家庭の問題など、置かれている状況が異なるため、様々な選択肢を用意することが大事という御意見をいただきました。

「今後の取組の方向性」でございませうが、①医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた支援や、外部人材を活用した介助支援人材の配置など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、また、③不登校児童生徒への支援として、ICT等を活用した学習支援や不登校特例校の調査・研究の他、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化の取組を進めるなどしてまいります。

14ページを御覧ください。基本政策4「良好な教育環境を整備する」でございます。

「主な取組成果」としましては、②エレベータの設置について、計画目標を13校上回る163校で完了し、教育環境の向上を進めるなどいたしました。

15ページを御覧ください。上段の「主な課題」でございますが、④児童生徒数の増加や義務標準法の改正に的確に対応するため、今後も住宅開発動向や人口動態を注視し、地域ごとに必要な対応策の検討などが必要と考えております。

次に、中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、①、②のように、トイレの快適化やエレベータの設置を評価する御意見や、④GIGAスクール構想を踏まえた多様な学びができる校舎や、地域の人と学び合えるような施設となるよう取組を推進してほしいなどの御意見をいただきました。

「今後の取組の方向性」でございますが、④児童生徒数の動向等を踏まえ、地域ごとに必要な対応策を検討し、計画的に増改築等を実施するとともに、新川崎地区については、令和7年4月の開校を目指し、小学校新設に向けて実施設計を進めるなどしてまいります。

16ページを御覧ください。基本政策5「学校の教育力を強化する」でございます。

「主な取組成果」としましては、①「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の策定や、⑤GIGA端末を効果的に活用した教職員の研修内容や研修方法の見直し、⑦小学校における教科担任制の導入の動向を見据えた教員公募の実施などを行いました。

17ページを御覧ください。上段の「主な課題」でございますが、コミュニティ・スクールについて、令和7年度までに学校運営協議会を全学校に設置できるよう、地域とともにある学校づくりの理解を進めながらコミュニティ・スクールを拡充することなどが必要と考えております。

次に、中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、保護者や地域、学校、福祉、まちづくりなど、様々なところで連携して協働していくことが大切。行政内部においても他部署と情報を共有し、連携協働することが必要などの御意見をいただきました。

「今後の取組の方向性」でございますが、①教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員、外国語指導助手など外部の専門スタッフの効果的な配置による学校の組織力の充実や、③保健・福祉部門等の関係機関との連携を図り、困難を抱える子どもの小さなSOSも見逃さない支援体制づくりを進めるなどしてまいります。

18ページを御覧ください。基本政策6「家庭・地域の教育力を高める」でございます。

「主な取組成果」としましては、地域みまもり支援センター等と連携して家庭教育に関するリーフレットを配布し、家庭教育に対する支援を必要としている人に必要な情報が届けられるよう情報発信を行うなどいたしました。

19ページを御覧ください。上段の「主な課題」でございますが、①家庭教育推進連絡会においても、電子媒体を活用した情報共有やオンラインでの開催など、新しい生活様式に対応した開催方法などを検討しながら取組を進める必要があると考えております。

次に、中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、①仕事を持つ保護者が増えてきており、個々の考え方を重視する社会になってきているため、さまざまな参加方法が選択できるようになるとよいという御意見や、市民、地域の教育力はまだまだ小さいが、潜在的な可能性はあるので、当事者意識をもって粘り強く掘り起こしていくことが大事、などの御意見をいただきました。

「今後の取組の方向性」でございますが、①オンライン講座やデジタル教材の提供の他、身近

な施設等での出張講座の開催を推進することで、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流の促進や、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めるなどしてまいります。

20ページを御覧ください。基本政策7「いきいきと学び、活動するための環境づくり」でございます。

「主な取組成果」としましては、②返却ボックスの2か所増や有料宅配サービスを開始し、誰もが使いやすく多様なニーズに対応できるよう図書館サービスの向上を図りました。また、⑤既存施設を活用した川崎区における市民館機能の整備推進として、事業・サービスの内容等をまとめた「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめ」の作成などいたしました。

21ページを御覧ください。上段の「主な課題」でございますが、①「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、より身近な地域での社会教育事業の開催や、個人の学びの成果を地域に還元する取組の推進などが必要であると考えております。

次に、中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、「K a w a s a k i 教室シェアリング」について教職員の過度な負担にならない程度に進めてほしいという御意見や、みんなの校庭プロジェクトを進める際に、地域教育会議や子ども会議等を含めて連携しながら取組を進めてほしいなどの御意見をいただきました。

「今後の取組の方向性」でございますが、④「K a w a s a k i 教室シェアリング」については、多様な主体と連携・協働しながら、学校という資源の有効活用に向けた取組を進める他、⑤「みんなの校庭プロジェクト」について、子どもが安全に遊ぶことができるよう、地域人材や多様な主体と連携しながら、持続可能な仕組みづくりの取組を進めるなどしてまいります。

22ページを御覧ください。基本政策8「文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」でございます。

「主な取組成果」としましては、①「川崎市地域文化財顕彰制度」において、令和3年度は新たに31件を地域文化財に決定し、地域で守られ、伝えられてきた文化財の価値を多くの人々に伝えたことや、⑥かわさき宙と緑の科学館開館50周年記念として、プラネタリウムFUSION新番組の投影や、年間を通じて九つの記念事業を実施し、多くの来館者に科学館の魅力を発信するなどいたしました。

23ページを御覧ください。上段の「主な課題」でございますが、文化財保護・活用事業について、感染拡大防止対策を行いながら、市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとなるよう工夫しながら取組を進める必要があると考えております。

次に、中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、日本民家園やかわさき宙と緑の科学館がさらに魅力あるものとなるよう期待しているとの御意見をいただきました。

「今後の取組の方向性」でございますが、④日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館について、利用者サービスの充実に努めながら、生田緑地を中心とした地域の魅力づくりを図る他、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツ等を充実させる取組などをしてまいります。

報告書の概要の御説明は以上でございます。なお、本報告書につきましては、本日の委員会で可決をいただきました後、8月26日の文教委員会において御報告するとともに、ホームページ等で公開する予定でございます。

議案第28号についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

教育プラン全ての事業に関わる報告でしたので、大変幅広く、教育改革推進会議からの意見ということでも中に入っているのを聞いていただきましたけれども、教育委員の皆様方から、特にこの部分はというところで御意見等があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうも膨大な資料の御説明、要領よくありがとうございました。

先ほどの陳情との関係でいくと気になるのが21ページですね。主な課題のところ、令和2年度に作成した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、いくつか課題がありますけど、例えばこういうものこそが指定管理に移していくと、もっともっと効果的にできるんだというようなことであれば、その指定管理者制度を取り入れた効果が明確に出てくると思うんですよね。ここで書かれているのが、より身近な地域で社会教育事業が開催できているということと、個人の学びの成果を地域に還元する取組を推進していくと。この辺りは、市民館を指定管理に移したときに、例えば仕様書にそこを明確に書きながら、そういうことができるような業者をお願いしていくというようなことが可能になるという考えでよろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

生涯学習のほうで答えますか。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長です。

田中先生から今お話があったように、我々、この目標のために「今後の市民館・図書館のあり方」をつくって、その手法として、先ほど指定管理制度を活用していきたいということを考えておりますので、まさにその部分をしっかりと展開できるような枠組みを市民館のほうも指定管理制度を活用してやる部分、図書館についても全ての部分を指定管理制度に出さないで、教育委員会がしっかりとグリップしながらやっていくという体制を取っていますので、おっしゃったとおりの方向性で我々は進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【田中委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

説明ありがとうございました。

どこで説明されたというのがちょっと言えないんですけども、少人数クラスへの対応というのは今後また進んでいくと思うんですね。それで学校の先生の負担をだんだん軽減しましょうとか、働き方、仕事の進め方改革を進めていきたいと思いますという話もあったかと思うんですけども、今後の少人数体制をやっていくに当たっては、多分学校数が多くて生徒の数が多い川崎市は、やはり、これ喫緊の課題なんだと思うんですね。そういった中で、働き方改革を本当に本気で進めてほしいなと思っています。川崎の先生方が楽しく働いているんだ、そして働き方もとても先進的なんだということを発信することによって、川崎の先生になりたいという人をぜひ増やしてほしいと思います。

そういった意味で、働き方改革とか、それから仕事の進め方改革というのが、言葉だけの解決ではなくて、本気でその現場で先生方の負担が少なくなり、そして先生方自身が本当に学び続けられて、そして働き甲斐がどんどん増えるような、そんな取組をしていただきたいと思います。意見として。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。御意見、要望として受け止めさせていただきます。

他にはいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

資料で言うと13ページのところで、不登校児童生徒についての記述があるかと思います。私、今年度からなので、初任者の研修のときにも不登校の児童生徒がいるというお話とともに、その原因が自分自身でも説明できないようなお子さんもいらっしゃるというのがずっと心に引っかかっていました。最近ちょっと個人的な経験なんですけれども、ICT指導者講習というのに行ってまいりました。それは何かというと、読み書きに困難をお持ちのお子さんに、ICTの力でどんなサポートができるかという講習会なんですけれども、その中で興味深い分析がありまして、不登校の児童生徒さんの中には、一定数のLD、読み書き困難のお子さんが含まれているというようなデータもあるそうで、そこから学習不振に陥ったり、自分の自信のなさにつながって、学校に行きづらくなってしまったというようなこともあるようです。こういう場合だと、無理して学校に行かなくていいよとか、GIGAで勉強できるから大丈夫だよという言葉だけでは、解決できないなということを感じました。もっと専門的な支援が入らなければ、GIGAだろうとも勉強が難しいわけですし、そうなってくると難しいんですけど、なぜ不登校になったのかというところの分析をやっぴりもっと丁寧にする必要があるんだなということ、私個人として学びました。なので、学習障害ですとか、軽度の発達遅れとかがお子さんたちの不登校に影響させられたところをなるべく取りこぼさないようにチェックできるような、スクリーニングと言ったらいいんですかね、何かこうカウンセラーの力を借りて、もう少し明らかにしていく取組があればいいなと思いました。お願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。御要望ということになるかと思うんですけど、今のことに対してはコメントございますか。

所長が。

【鈴木総合教育センター所長】

ありがとうございます。不登校等、生徒のLDの関わりのようなところもあるというところの中で、まず学級担任とかが、その様子がまだなかなか気づかないというようなところがあって、そこに気づけばスクールカウンセラーにつなげたり、総合教育センターにつなげたりということができるという中で、総合教育センターにある特別支援教育センターのほうでは、学級担任がLDとかに気づく、それからそういう場合どういう指導をすればいいかというような研修も、各学校の支援級だけでなく通常級のお子さんの学級担任などに対しても行っているので、まず気づく、そういうふうな受け止め方、出し方というものもありますけども、学級担任が気づくための力をつけるような努力をしているところでございます。

【小田嶋教育長】

補足を教育政策室長のほうから。

【田中政策室長】

おっしゃるようなことはかなり重要な課題だと思っておりまして、今センターの所長が申し上げましたとおり、まずは学級担任の気づく力を高めるというところが入り口と考えております。あとはおっしゃるとおり、やはり専門家としてはスクールカウンセラーだと思っておりますので、今不登校のお子さんはずごく低年齢化が進んできていて、昔であれば中1になった瞬間にちょっと増えてくるみたいなタイミングだったんですけども、今はもう小4くらいからかなり増えてきているというところですので、今までは要請があつて初めて派遣をしていたスクールカウンセラーを、今年度から月二回は定期派遣というところで、小学校のほうに派遣を始めております。それから派遣するカウンセラーではちょっと手に負えないというようなところにつきましては、もう少し経験豊かなスーパーバイザーのところも各区に今増員を図っているというところで、さらにそこから総合教育センターの特別教育センターのほうの相談につなげたりですとか、そのような体制の構築を図っているところです。やはり一つの手立だけではなかなか解決がつかないのかなと思っておりますので、色々な手立を重層的につくりながら、多様化するお子さんの課題に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

御説明ありがとうございます。

言わずもがなで、確認ですけども、ある都道府県が非常にいいプランをつくって、文部科学省

もすばらしいプランだというふうに評価してくださったんですが、現場が動かなかったんですね。結局プランで終わっちゃっているということで、言わずもがなで、現場の教育をどのくらい思い浮かべながら、あるいは現場の先生方や子どもたちをどのくらい思い浮かべながらこのプランを作成し実行していくのか、そしてその普段の見直しが必要なのかということだと思しますので、川崎市がこれまでなさってきていることをさらに進めるという意味で、いつも現場を意識していただいて、そのために指導主事の先生等もできるだけ現場を見ていくというか、現場に足を運ぶという、ある市のところの部長さんだったですけども、学警連に入って土日は夜回りをやっていらっしゃるんですね。仕事とは全く関係ないんですけども、お疲れになっているんですけども、やっぱりそこで見ていくと、現場の子どもたちの思いというのが如実に見えてくるということで、それから、そこにどういうふうに地域の方々が関わっているのかということも見えてくるんだというふうに、その方から教えていただきました。

そういうのをされていらっしゃるので、さらにそれを充実するというか、その視点をいつも忘れないでいただきたいのと、これも前にも申し上げましたけども、川崎の指導主事の先生方は非常に優秀だと私は思っています。逆に、指導主事の先生の力が落ちてくると、もう即現場の教育の力が落ちていっちゃう可能性が高いので、そこら辺のところも頭の中に置きながら、ぜひ進めていただければありがたいかと、言わずもがなで、もう百も承知のことを確認しているだけでありますけども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

他にはよろしいでしょうか。

それでは、議案第28号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第28号は原案のとおり可決といたします。

ここで10分程度休憩を取りたいと思ひますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、10分休憩ということで、再開15時40分といたします。

(15時30分 休憩)

(15時40分 再開)

【小田嶋教育長】

それでは、以下、非公開になりますが、会議を再開いたします。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅱ

報告事項No. 3 「川崎市総合計画」第2期実施計画・総括評価結果及び令和3年度事務事業評価結果について（教育委員会に関する部分）

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 3 「川崎市総合計画」第2期実施計画・総括評価結果及び令和3年度事務事業評価結果について（教育委員会に関する部分）」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【堅月教育政策室担当課長】

それでは、引き続きまして御説明をさせていただきます。報告事項No. 3でございます。

初めに、07-2_【報告事項No. 3】資料2のファイルをお開きください。総合計画及び評価対象等について御説明をいたします。

数ページある目次に続く、2ページを御覧ください。「1 川崎市総合計画の概要」でございますが、川崎市総合計画は、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」の調和により、市政をバランスよく進めるために策定したもので、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現を目指しているものでございます。

3ページを御覧ください。図1-2のとおり、総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造としており、政策体系としましては、第1階層の基本政策、第2階層の政策、第3階層の施策、第4階層の事務事業で構成されております。

下のスケジュール表にありますとおり、今回の評価は、平成30年度から令和3年度までの4か年を取組期間とする「第2期実施計画」でございまして、第3階層の施策及び第4階層の事務事業を評価対象とするものでございます。

4ページを御覧ください。総合計画では、基本構想として「めざす都市像」「まちづくりの基本目標」を定め、政策体系として、白抜き文字の五つの基本政策と、その下位にある23の政策で構成されております。

また、図の下の米印にありますとおり、政策の下に、施策と事務事業が連なっており、教育委員会関連の事務事業は、合計46ございます。事務事業が位置づいている場所としましては、基本政策2「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」に連なる政策2「未来を担う人材を育成する」及び3「生涯を通じて学び成長する」の全てに含まれている他、基本政策4の政策8「スポーツ・文化・芸術を振興する」の一部に含まれております。

次に、7ページを御覧ください。評価スケジュールでございしますが、今回は、計画4年次目として、「施策」につきましては、4年間分の総括評価を行い、「事務事業」につきましては令和3年度分の評価を実施するものでございます。

07-2_【報告事項No. 3】資料2につきましては以上でございます。

次に、07-1_【報告事項No. 3】資料1のファイルをお開きください。教育委員会事務局分の評価結果について御説明いたします。

2ページを御覧ください。「2 「川崎市総合計画」第2期実施計画・総括評価結果（概要）」でございますが、「表1」のとおり、市全体で73ある施策のうち、教育委員会事務局が所管する6施策について総括を行った結果、5施策については、「B. 一定の進捗があった」、1施策については、「C. 進捗は遅れた」といたしました。

また、「表2」にありますとおり、「C. 進捗は遅れた」のは、「自ら学び、活動するための支援」でございますが、「社会教育振興事業参加者数」など、全ての成果指標が、新型コロナウイルス感染症の影響などにより目標を下回る状況となったことを捉え、達成状況区分を判断したものでございます。

3ページを御覧ください。「3 「川崎市総合計画」第2期実施計画・令和3年度事務事業評価結果（概要）」でございますが、46ある教育委員会事務局が所管する事務事業のうち、「目標を上回って達成」したのは3事業、「目標をほぼ達成」したのは30事業、「目標を下回った」のは13事業でございます。

07-1_【報告事項No. 3】資料1につきましては以上でございます。

次に、07-3_【報告事項No. 3】資料3のファイルをお開きください。目標を上回った事業及び下回った事業について、御説明してまいります。なお、各事業の詳細につきましては、07-4_【報告事項No. 3】参考資料のファイルに取りまとめておりますので、後ほど御参照ください。

まず、目標を下回った事業についてでございますが、「事業の達成度」を「4」としてお示ししております。

1ページ目の番号7番の「読書のまち・かわさき推進事業」につきましては、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第4次）」の策定や、総括学校司書及び学校司書の配置など、学校図書館の充実に向けた取組を実施した一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修を一部中止としたことから、「事業の達成度」を「4」といたしました。

この他、「事業の達成度」が「4」である事業につきましては、この後に御説明する1事業以外は、主に新型コロナウイルスの影響により、計画していた取組を中止または縮小せざるを得なかったことが主な理由となっております。

3ページを御覧ください。番号19番の「児童生徒支援・相談事業」につきましては、お概ね予定どおり取組を実施したものの、新たにいじめの重大事態が発生したことから、「事業の達成度」を「4」といたしました。

次に、目標を上回った事業についてでございますが、「事業の達成度」を「2」としてお示ししております。

1枚戻って2ページを御覧ください。番号14番の「教育の情報化推進事業」につきましては、「GIGAスクール構想」として、一人1台端末の整備や高速大容量ネットワークの整備を着実にを行い、学校のICT環境の整備が一気に進んだことなどにより「事業の達成度」を「2」といたしました。

4ページを御覧ください。番号23番の「学校安全推進事業」でございますが、スクールガー

ドリーダの配置数20名の計画に対して25名を配置し、通学路の安全確保等を推進したことなどから「事業の達成度」を「2」といたしました。

次に、番号25番の「学校施設環境改善事業」でございますが、学校トイレの快適化やエレベータ設置などの取組が目標数を上回ったことや、当初計画にない体育館における大型冷風扇の配置などにより、教育環境の向上を図ることができたことから「事業の達成度」を「2」といたしました。

07-3_【報告事項No. 3】資料3につきましては以上でございます。

報告事項No. 3の説明は以上でございます。評価結果につきましては、8月26日の文教委員会におきまして御報告を行う予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

田中委員。

【田中委員】

どうもありがとうございました。

確認なんですけど、この達成度というのは、数値目標に対して、どれくらいという考えでよろしいですか。先ほど達成度の定義がありましたけれども。

【堅月教育政策室担当課長】

A B C Dのものですか。

【田中委員】

1、2、3、4ですかね。事業の達成度3とか、2とかってありますよね。

【堅月教育政策室担当課長】

事務事業の達成度につきましては、個々の事務事業については、例えば研修とかであれば、こういった内容をこれだけやるというような、やる内容というのが大まかに決まっております、主にそれに対して、できた、できないという判断を個々にしていったものでございます。

ですので、例えばコロナで研修ができなかったとか、目標としていた、例えば講座であったり、イベントの開催ができなかったというようなものが多いようであれば、それは4というふうな判断をしたりしているものでございます。

【田中委員】

分かりました。事業によっては、なかなかぴったりの数値、物差しがない場合もあるんじゃないかなと思うので、その場合の量だけではなくて、質も含めた評価をしているのかどうかというのを確認したかったんですが。

【堅月教育政策室担当課長】

基本的にはやること、主に量を大体ベースには判定はしていているという部分がございますけれども、全ての事務事業が委員がおっしゃるとおり、量的なもので測れるものではなかったりするというような状況もございますので、そういったものについては、ちょっと主観的なところが入ってきてしまうというのがありますけれども、多少上下関係をつけながら判定をしていていっているところでございます。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

ちょっと細かいことですが、英語の教育推進事業で、ALTが小中で107名、高等学校6名です。これ外国人の方が採用されているのかということと、それから中核英語教諭（CET）研修、小学校英語強化教員（ERT）は具体的にはどんな活動をしているのかということと、それから最後に、これは安全の関係でしたかね、スクールガードリーダーが20人から25人に増員ということですけど、これは今後またさらに増員していく計画というか、そういうものがあるんでしょうか。分かったら教えてください。

【小田嶋教育長】

じゃあ、英語のほうのALT等はセンターのほうからお願いします。

【鈴木総合教育センター所長】

ALTにつきましては、業者委託をしていて、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーですけども、ネイティブの英語が話せる先生に来ていただいております。

それからCETのほうは、これは教員でございます。学校の中で中核英語教諭というものを指定して、その先生の研修を行って、学校中で英語の授業力の向上を進めてもらっているようなものでございます。

以上です。

ALTは外国人でございます。

【小田嶋教育長】

そうですね。ここは中核英語教諭のほうが小学校ですよ。

【鈴木総合教育センター所長】

はい、小学校でございます。CETというのは中核英語教諭というふうになります。

【小田嶋教育長】

あとスクールガードリーダーは、じゃあ学校教育部長から。

【大島学校教育部長】

学校教育部長でございます。

スクールガードリーダーにつきましては、現在25名配置ということで、20名から25名配置にしたことで、警察のOBの方、スクールガードリーダーをお願いしてございますが、受持ちの学校はよりきめ細かくなったというような効果が上がっているところでございます。今後につきましては、この増員体制、20名から25名に増員した効果を検証させていただいて、更なる配置が必要になるかどうかというのは、そこは今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【石井委員】

ネイティブということは全員外国人と捉えていいんですか。

【小田嶋教育長】

そうですね。そうなります。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

他の委員。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

報告事項07-3の資料の3、4ページの25という事業のところ、学校施設環境改善事業、先ほど御説明いただいたトイレの快適化やバリアフリー化とか、あとエレベーターの設置の部分なんですけれど、こういったことがどんどん進められるということは非常にいいことだと思って、2というのは上回る成果だったなというので拝見させていただきました。一方で、ここの事業費のところを見ますと、結構大幅に超過しているんですけど、この超過分というのはどこから補填というか、充当しているのかということをお教えいただけたらと思います。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【谷村教育環境整備推進室長】

こちらにつきましては、この間のコロナ禍に伴いまして、国のほうの補正予算、経費対策のものですとか、あとコロナの交付金、地方創生の臨時特別給付金というのが出ておりますので、そういったもので整備させていただいております。

以上です。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

度々すみません。37番の社会教育振興事業というのは、市民館もかなり深く関わる事業ですよ。それで、これが評価の4ということで、あまりよくないわけですね。ここに3項目ありますが、この3項目とも指定管理者制度に代わっていく内容になりますか。あるいは一番上はちょっと公共性が高いということで、これは違うのかとか、ちょっとまずそれを確認したいんですけども、よろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

じゃあ、生涯学習推進課のほうからお答えください。

【箱島生涯学習推進課長】

要はここにお示しをしてある事業のところで、特に今お任せできるというか、指定管理者と一緒にやっていかなきゃいけない事業も含まれていると考えていますし、少し検討は必要な部分というのは入っていると考えてございます。それにつきましては、例えば平和人権であるとか、男女平等の部分につきましては、少し公共性が必要な部分というのも考慮しなければいけませんので、その部分については十分検討した上で取組を進めていくといったところです。

それで、あと市民自主事業の部分につきましては、指定管理者ができないということはないと思いますが、どのように行政が指定管理者と連携しながらやっていくかということで、細かい事業の振り分けにつきまして、今後仕様書等の作成の中で検討していくということにしております。

以上でございます。

【田中委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

評価の4というのは、先ほど冒頭に説明があったんですけど、これコロナの影響で人が集まらなかったり講座を開催できなかったり、そういったことで4になっているということでいいですよ。

【箱島生涯学習推進課長】

そうです。

【田中委員】

分かりました。それがありませんね。これを指定管理者にすると、今度は3とか2になっているといいなと思いながら聞いておりますけども、コロナとの絡みがあるので、必ずしもそう単純にはいかないのは分かりました。でも、この辺りは、指定管理が入ることによって、より活性化した事業に展開されるといいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項No. 4 新川崎地区新設小学校の設計進捗状況及び工事施工手法について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 新川崎地区新設小学校の設計進捗状況及び工事施工手法について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項No. 4「新川崎地区新設小学校の設計進捗状況及び工事施工手法」につきまして御説明いたします。

資料につきましては、8-1の資料本編と、8-2の参考資料の二つでございます。

初めに、8-1の資料本編のファイルをお開きください。

左上「1 経緯 (1) 進捗状況」を御覧ください。本事業は、新川崎・鹿島田駅周辺地区で大規模共同住宅が複数整備されていることにより児童数の増加が見込まれていることから、令和7年4月の開校を目指して小学校を新設するものでございます。

四角囲みの部分、「これまでの取組」といたしましては、令和2年度に学校用地の取得及び基本構想・基本計画の策定を行った上、令和3年度の基本設計を経て、今年度は実施設計を進めているところでございます。

続いて、新校の概観について御説明いたしますので、8-2の参考資料のファイルをお開きください。

1枚目の左側にお示した「敷地概要」等のとおり、敷地面積約1万6,800平米に、建築面積約6,000平米、延床面積約1万7,600平米の鉄骨造4階建の建屋の建設を計画しているところでございまして、その右、上段は校舎、下段は体育館の外観パースでございます。

資料を1枚おめくりください。こちらは配置図でございまして、資料左側にございますとおり、資料の下側、敷地内の南側がグラウンド、北側が建屋となっており、さらに、建屋のうち、北側が体育館棟、南側が校舎棟となっております。校舎棟の1階には管理諸室の他、特別支援教室、わくわくプラザ及び地域活動を目的としたスペースを配置しております。

続いて、資料右側を御覧ください。校舎棟の2階から4階でございますが、こちらは教室エリアになっており、各階、南側は普通教室エリア、北側は特別教室エリアとなっております。また、各階中央部分には学年間の交流等に活用できる「学年コモンズ」を設置しております。

なお、体育館棟とは、校舎棟2階において2か所で接続しており、教室から体育館への移動が容易な構造となっております。

それでは、8-1の資料本編のファイルにお戻りください。

左側中段の「(2) 新校の主な特徴」を御覧ください。「ア 将来的な他用途転用への配慮」についてでございますが、折れ線グラフにございますとおり、新校につきましては、令和7年度の開校時の児童数は700人程度であるものの、程なく、令和11年度から13年度の児童数1,200人超のピークを見込んでおり、これに対応すべく、普通教室36学級の整備を予定しているところでございます。しかしながら、その後、児童数は減少に転じ、空き教室が生じることが見込まれることから、参考資料で御覧いただきましたとおり、校舎棟の2階から4階の南側に、転用可能な普通教室を集約配置するなど、他用途への転用が容易な構造としているところでございます。

次に、「イ 地域開放を念頭に置いた学校整備」についてでございますが、こちらも、参考資料で御覧いただきましたとおり、校舎棟2階から4階の北側に、地域開放可能な特別教室を集約配置し、セキュリティーの区分けを容易とするなど、地域開放を念頭に置いた整備を進めるものとしているところでございます。

次に、「ウ 脱炭素化に向けた取組推進」についてでございますが、ZEV readyの実現に向け、積極的な木材利用、雨水利用、環境局の事業であるPPA事業を活用した太陽光発電設備の設置など、環境配慮施策の採用を予定しており、エコスクール・プラスの認定も目指しているところでございます。

続いて、資料右上の「2 工事発注・監理手法の検討」を御覧ください。本小学校の整備期間である令和5年度から6年度は、大規模建築工事が集中し、職員による工事監理を行うことが困難であることから、先般の小杉小学校の実績等を踏まえ、川崎市まちづくり公社と協定を締結の上、地方公共団体の短期集中的な業務負担等を緩和する方策である「立替施行制度」を活用した整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、「3 事業費」でございます。工事費約9.6億円を含む校舎取得費といたしまして、約10.2億円を事業費として見込んでいるところでございます。

次に、「4 想定される課題」についてでございます。新型コロナウイルス及びウクライナ情勢による資材調達への影響、資材価格高騰による事業費の増額が懸念されるところでございます。特に、資材価格高騰に関し、工事概算額につきましては、既に、設計委託の着手時点である令和3年3月の85.5億円から、工事契約手続の着手予定の令和5年1月の約9.6億円までの上昇を見込んでいるところでございます。

また、契約締結後における各資材の発注段階で更なる価格高騰が明らかとなった場合には、改めて補正予算等で対応することも必要であると考えております。

最後に、「5 今後のスケジュール（予定）」を御覧ください。「(1) 工事関係」といたしましては、まちづくり公社との立替施行に関する協定の本年10月中の締結を目指し、本年9月議会において、債務負担行為に関する補正議案の提出を予定しております。これを議決いただけた折は、10月の協定締結後、まちづくり公社による工事入札手続を開始し、令和5年4月初旬からの工事着手、その後21か月の工事期間を経た後の、令和6年12月の工事完成、さらに、令和7年1月からの、まちづくり公社からの本市への譲渡手続等の後、令和7年4月の開校を予定しているところでございます。

その他、「(2) 開校準備関係」といたしましては、令和5年度には、通学区域及び校名の検討や、学校設置条例改正の手続、令和6年度には、県教育委員会に対して学校設置許可申請の手続を行うことなどを予定しております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

質問等、ございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

やや本筋とは違う質問かもしれませんが、こういう場合の校名というのは、学校の名前は、どのようにして決まるのでしょうか。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

過去、小杉小学校等の事例を踏まえ、市民にアンケートを取って決めたというような経過がございます。

【田中委員】

では、今回はどのようにするか、まだ決まっていませんか。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

それはまだ未定です。

【小田嶋教育長】

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

報告事項No. 5 県立特別支援学校新設に向けた取組について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 県立特別支援学校新設に向けた取組について」の説明を、支援教育課長、お願いいたします。

【末木支援教育課長】

それでは、09、報告事項No. 5のファイルをお開きいただきたいと思います。

報告事項No. 5「県立特別支援学校新設に向けた取組について」、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。初めに、概要でございます。

川崎市と神奈川県は、在籍児童生徒の増加が見込まれる特別支援学校の受入枠拡充に向けて、川崎市幸区の「旧河原町小学校跡地」において神奈川県立特別支援学校を新設するための覚書を締結するものでございます。

次に、項番1「背景及び経過」でございます。川崎市では、障害のある児童生徒の増加等により、市内の特別支援学校の在籍者が増加し、特別支援学校の過大規模化や過密化が進んでおります。特に、川崎南部地区におきましては、今後も特別支援学校に在籍する児童生徒の増加が見込まれており、特別支援学校の受入枠拡充は喫緊の課題となっているところでございます。したがって、本市では、これまで、特別支援学校の設置義務者である神奈川県と協議を進めてまいりましたが、このたび、川崎市幸区にある「旧河原町小学校跡地」に県立特別支援学校を設置するための覚書を締結することとなったところでございます。

なお、資料では御参考までに、これまでの県との協議経過をまとめてございますので、後ほど御確認をいただければと存じます。

次に、項番2「覚書の内容」でございます。初めに、場所でございますが、川崎市幸区河原町1-36の一部及び1-48の一部の約1万平米でございます。

次に、内容でございますが、本市が所有する「旧河原町小学校跡地」を神奈川県が設置する県立特別支援学校用地として、神奈川県が使用するに当たっての合意内容を示すものであること、次に、川崎市は、神奈川県に対して、特別支援学校設置に係る設計及び施工に要する期間として5年間、無償で貸し付けることとし、その旨を本市と神奈川県との間において公有財産使用貸借契約を締結すること、次に、神奈川県が、同契約の締結に先立ち、無償で本件土地について測量等の調査を行うことを認めること、次に、本市と神奈川県は、同契約終了後の取扱いについて協議を行い、土地使用について新たな契約を締結することなどでございます。

最後に、項番3「今後の予定」でございます。令和4年度中に、測量調査を実施、その後、令和5年度から令和9年度にかけて設計・工事の実施、令和10年度に開校を予定していると神奈川県の方から伺っているところでございます。

なお、参考までに、資料の2ページには、敷地配置図を、3ページには令和4年度の県の予算編成に対する要請書の抜粋を添付してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか、特に。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項No. 6 令和3年度川崎市一般会計教育費の決算について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 令和3年度川崎市一般会計教育費の決算について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、報告事項No. 6「令和3年度川崎市一般会計教育費の決算について」、御報告申し上げます。

令和4年第4回市議会定例会に提出いたします「令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について」から、教育費決算の主な内容につきまして、御説明いたしますので、ファイル名「10-1_【報告事項No. 6】資料」を御覧ください。

初めに、項番1の「一般会計決算」ですが、歳入歳出とも、予算現額は9,518億5,882万5,509円、歳入の収入済額は8,479億9,568万319円、歳出、支出済額は8,398億8,076万5,755円、翌年度に繰り越す事業の財源は21億1,103万578円で、収入済額から支出済額と繰越財源を差し引いた実質収支は60億388万3,986円の黒字となっております。

次に、項番2の「教育費決算」ですが、令和3年度の教育費決算は、予算現額1,337億4,067万8,319円、支出済額は1,128億6,506万1,428円、翌年度繰越額は119億7,649万7,000円となっております。

また、グラフに、過去5年間の決算の推移を表しております。

次に、項番3の「教育費の主要施策の成果」ですが、こちらは、各事業決算額と主な内容を記載しております。

初めに、「教職員の働き方改革」といたしまして、教職員事務支援員を小・中学校148校に配置、障害者就業員を小・中学校18校に配置、教職員事務支援員または障害者就業員を合わせて、全小・中学校に配置をいたしました。

続きまして、部活動指導員を中学校51校に配置、令和3年度から学校給食費の公会計化を実施いたしております。

次に、「高校改革推進事業」では、幸高等学校と橘高等学校の探究的な学習の時間で外部人材と

連携した取組を推進いたしました。

2 ページを御覧ください。「校外行事運営事業」では、修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料の補填を実施いたしました。

次に、「児童生徒指導事業」では、感染症の影響を受ける生徒の不安定な心に寄り添う専門家として、全市立高等学校にスクールカウンセラーを配置いたしました。

次に、「読書のまち・かわさき事業」では、学校図書館の充実に向け、小学校の学校司書の配置を42校から56校に拡充いたしました。

次に、「学校運営協議会制度推進事業」では、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの設置を21校から28校に拡充し、学校・家庭・地域社会が一体となった学校運営の取組を推進いたしました。

次に、「GIGAスクール構想推進事業」では、学校での本格的な端末活用の開始とともに、端末及び校内ネットワークの保守体制を整備、普通教室の大型テレビの更新や非常勤講師用等の端末を整備いたしました。

次に、「支援教育コーディネーター体制整備事業」では、不登校対策等の充実を図るため、コーディネーターの業務を補完する後追い非常勤講師の配置を31校から41校に拡充をいたしました。

次に、「特別支援学級運営事業」では、特別支援学級、10校に外部人材を活用した介助・支援を実施いたしました。

次に、「医療的ケア支援事業」では、特別支援学校における専門医の配置、市立学校への看護師派遣等により、医療的ケアを必要とする児童生徒一人ひとりの状況・ニーズに応じた支援を実施いたしました。

次に、「地域の寺子屋事業」では、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の寺子屋を65か所から76か所に拡充して開講をいたしました。

次に、「教育文化会館・市民館社会教育振興事業」では、デジタルデバイドの解消に向け、スマホ・タブレット教室やICTツール活用講座等を実施いたしました。

次に、「博物館運営管理事業」では、青少年科学館においては、プラネタリウム50周年記念番組の投影などを行った他、日本民家園では、事業の更なる充実や計画的な施設整備に向けた運営基本方針の策定準備として、外構・植栽等のハード面の整備に向けた現況調査を実施いたしました。

3 ページを御覧ください。「学校保健・安全管理事業」では、保健室以外でも使用できる簡易ベッドを全市立学校へ配置するとともに、市立学校の感染症対策に必要な衛生用品等を購入いたしました。

次に、「学校給食物資購入事業」では、安全、安心な給食食材を安定的に確保するため、学校給食物資調達を主な事業とする公益財団法人川崎市学校給食会に食材調達等の業務を委託して実施をいたしました。

次に、「校舎建築事業」では、児童生徒の増加に対応するため、新川崎地区の小学校新設に向けた基本設計を実施した他、坂戸小学校、新作小学校及び井田中学校の校舎増築の設計等を実施いたしました。

次に、「義務教育施設整備事業」では、学校トイレの快適化を42校完了するなど、教育環境の

向上を図った他、「学校施設長期保全計画」に基づき、既存校舎の再生整備工事等を実施いたしました。

次に、「特別支援学校施設整備事業」では、狭隘化に対応するための整備に向けて、中央支援学校高等部 分教室については基本計画を策定し、中央支援学校 大戸分教室については基礎調査を実施いたしました。

次に、「社会教育施設整備事業」では、労働会館及び教育文化会館再編整備については、労働会館の活用による川崎区の市民館機能の移転に向けて、実施設計や管理運営計画の策定作業等を行った他、鷺沼駅前地区再開発事業に伴う宮前市民館・図書館の移転・整備については、管理運営計画の策定を推進いたしました。

4 ページを御覧ください。項番4の「教育費決算の一覧」では、教育費の項別の決算額を一覧にまとめておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

なお、参考として、教育費に関する歳入歳出決算の詳細につきましては、参考資料1「令和3年度川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書（歳入及び教育費抜粋版）」及び参考資料2「令和3年度主要施策の成果説明書（教育費抜粋版）」を、後ほど御参照いただければと存じます。

これらの資料は、地方自治法第233条の規定に基づき、決算について議会の認定に附するに当たり、提出する書類となっております。

また、市全体の決算の概要につきましては、参考資料3「令和3年度一般会計・特別会計決算見込の概要について」を後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 6について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認といたします。

報告事項No. 7 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 7「市民館・図書館の管理・運営の考え方」について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課担当課長】

それでは、御説明させていただきます。

報告事項No. 7「市民館・図書館の管理・運営の考え方」について、御説明いたします。

お手元のG I G A端末の資料一覧の画面をお開き願います。

パブリックコメント手続の結果について御説明させていただきますので、「11-1【報告事項No. 7】資料1」のファイルをお開きください。

1ページの「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」に関するパブリックコメントの結果についてを御覧ください。

初めに、「1 概要」でございますが、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、市民館・図書館においては、社会状況の変化や市民ニーズの多様化等への確に対応していくことが求められており、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、施設運営等の方向性を示しました。その方向性の目的を推進するため、「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」を策定し、パブリックコメントを実施したものでございます。

「2 意見募集の概要」でございますが、表の2段目、「意見の募集期間」は、令和4年6月1日水曜日から令和4年6月30日木曜日まで、「意見の提出方法」は、電子メール、FAX、郵送、持参、「募集の周知方法」は、市政だより、市ホームページなどがございます。

「3 結果の概要」でございますが、意見提出数は464通でございます。その内訳は、電子メール87通、FAX49通、郵送315通、持参13通でございます。意見総数521件でございます。

2ページを御覧ください。

「4 御意見の内容と対応」を御覧ください。

市民館・図書館への指定管理者制度についての意見の他、職員の専門性についての意見、平和・人権学習等の社会教育振興事業への意見等が寄せられました。

多様な世代の利用を促進するための現在の取組について加筆するとともに、これまでどおり図書館法にのっとった館運営を求める意見が多く寄せられたことから、その意見の加筆を行い、用語・用字の修正を行った上で、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定いたします。

それぞれの御意見に対する市の考え方の区分結果につきましては、中段の表の【御意見の件数と対応区分】の一番下の欄にございますとおり、区分Aの「御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの」が、23件、区分Bの「御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの」が、1件、区分Cの「今後の取組を進めていく上で参考とするもの」が、10件、区分Dの「案に対する質問・要望であり、計画の内容を説明・確認するもの」が、462件、区分Eの「その他」が、25件ございました。

また、項目ごとでは、「5 指定管理者制度導入(図書館)に関すること」に、286件、「3 管理・運営手法に関すること」に140件と多くの御意見をいただいております。

次に、3ページを御覧ください。

「意見の要旨と本市の考え方」でございますが、主なものについて御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

「2 今後の市民館・図書館の目指す方向性に関すること」でございますが、4番のとおり、「市民館の利用者が減っている、また利用者が偏っているとありますが、それに対して若い世代の参加者を増やすような努力をされたのか」という御意見を1件いただきました。

こちらにつきましては、「今後の市民館・図書館のあり方」でも、あらゆる世代に向けた魅力ある取組の推進の方向性を示し、それぞれのライフステージに応じた講座のテーマ設定等により利

用促進に取り組んでいることから、区分をAとし、市民館の現状・課題に多様な世代への利用促進に取り組むことを加筆したところでございます。

次に、30ページを御覧ください。

「4 指定管理者制度導入（市民館）にあたってに関すること」でございしますが、79番のとおり「識字学級や社会人学習、平和人権学習などは、市の中立性を確保し遂行すべきです。」という御意見を1件いただきました。

こちらにつきましては、基本方針や事業の方向性等については、市が定め、市の責任の下、これまで行ってきた学習を確実に実施していきます。御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進することから区分をBとしたところでございます。

次に、38ページを御覧ください。

「5 指定管理者制度導入（図書館）にあたってに関すること」でございしますが、104番のとおり、「公共性を保つことに不安があり、直営のまま、市の職員が責任を持って運営する方が効率的です」という御意見を30件いただきました。

こちらについての本市の考え方は、「公共性の確保のためには選書・蔵書の中立性が必要であることから、選書については、指定管理館・直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続する」こととしております。案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するものであることからDとしたところでございます。

次に、41ページを御覧ください。

111番のとおり、「指定管理者制度を導入する前に、まず、川崎市の図書館計画を構築し、司書職の職員を計画的に育成するシステムを作ってください。」という御意見を30件いただきました。

こちらについての本市の考え方は、「令和3年3月「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、幅広い分野の知識の習得や研修事業の再構築を進めていくこととお示ししております。」案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するものであることからDとしたところでございます。

次に、42ページを御覧ください。

114番のとおり、「図書館は、図書館法に則って運営されるべきで、一番優先される法です。図書館法を視点に加えてください。」という御意見を22件いただきました。

こちらにつきましては、図書館は、図書館法に基づく施設であり、管理運営手法にかかわらず法を遵守すべきと認識していることから、区分をAとし、指定管理者制度導入の視点に図書館法を加筆したところでございます。

パブリックコメント手続の結果につきましては、以上でございます。

なお、11-1【報告事項No. 7】資料2は概要版、資料3は本編となっております。

また、資料4として、令和4年度社会教育委員会議資料の抜粋版、資料5として摘録をおつけしておりますので、後ほど御参照ください。

「市民館・図書館の管理・運営の考え方について」の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

先ほど陳情審査でも色々な視点から質問、御意見等いただきましたけど、今、この場で改めてパブリックコメントの具体的なものと、それに対する本市の考え方ということで示していただき

ました。こういったものにおきまして、先ほどと重なる部分もあるかもしれませんが、改めて御意見、御質問というよりも御意見のほうが多いのかなと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

【田中委員】

パブリックコメントの説明を中心にどうもありがとうございました。

パブコメについては、特に意見は無いのですが、ちょっと言葉を30ページの下のほうにある言葉が学習となっていますが、これは学習事業のほうが良いと思うのですが、これはもう公表されたんでしたっけ。

【山口生涯学習推進課担当課長】

30ページ、番号でいうと項番79のところですか。

【田中委員】

79の下から2行目で学習を確実に実施するとありますが、学習するのは市民なので、学習事業のほうが分かりやすいと思いました。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

まだ、修正可能でございます。対応してまいります。

【田中委員】

よろしくをお願いします。

それともう一つ、先ほど陳情のときに少し簡単に申し上げましたけれども、社会教育委員の会議の経過資料なども随分詳しく我々にも提供していただいているので拝見したんですけども、その中で、本来であれば提言書として出すものとして用意されたものが3回目の会議でなかなか色々な意見が出たために、提言書をまとめるまでいかなかったと聞いていますけれども、その提言書の案として当日の配付資料に載せてあるのがありましたので、それを見たんですけども、それは中村議長の名前で教育長に対して提言するはずだった部分ですね。

市民館・図書館の管理運営の考え方（案）等への提言というものですが、ここにこれまでの社会教育委員会議での色々な御意見を整理しながら五つほど提言すべきであった項目が載せてあります。これはやはりこれから指定管理者を選定したり、またそれと協働で進める上で大事な項目だと思うので確認したいと思います。

これは第3回目資料の15ページになるのかな。ちょっと私、自分でプリントしてきたものだから、今、元が何番目の資料だったかちょっとよく覚えていないんですが。

【山口生涯学習推進課担当課長】

よろしいでしょうか。

報告事項No. 7、資料4の87ページに、一応第2回でたたき台をお示しして、ここで網かけは意見を色々いただいて修正した第3回目バージョンということでお示ししてございます。

【田中委員】

分かりました。じゃあ、それです。

そこに5項目ほど書いていますけれども、1番目が仕様書の作成をするときに公共性の担保とか、多様な主体と連携した取組をするようにということですね。これが1点目。

その次は、今度は実際の指定管理者の選定に当たって、選定基準を明確にするようにと。例えば公共社会を実現するとか、学び合いとかですね。幅広い世代を対象にするとか、そういったところが提言の中に入っているということですね。

それから3番目には、今度は実際導入した後の評価ですね。評価の部分についてきちんとした考え方の下でやってほしいということなんですね。それが3番目。

4番目は、社会教育を通じた地域づくりが進められるようにということで、これがとても大事なポイントだと思いますけれども、この地域づくりに焦点を当てた提言というのが4番目に構想されていたということですね。

それから5番目には、人材育成ということで、これは市民の人材であったり指定管理者の人材も含むんでしょうか。とにかく社会教育を支える人材をきちんと育成できるようにしていきましようということですね。

この五つの点は、これから指定管理者を選定したり、それとともに協働を進める上でとても大事なポイントだと思いますので、これを踏まえて指定管理の運営をしていただけるとありがたいかなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

今の御要望に関してコメントありますか。

【箱島生涯学習推進課長】

ありがとうございました。

先ほど田中委員には別件のときにも、特に4番のところの市民との協働の部分というのは陳情の審査の中でもすごく大事な視点として、毎回各委員から御指摘を受けているところで、同様の御意見を社会教育委員の中からもいただき、87ページ以降の88ページ、89ページ、90ページ、91ページですね。その少し項目立てをしたところの細かい部分の内容の部分をお願いしています。この意見につきましては、20人の委員がいる中で、もう17人近くから御意見をいただいたものをここに網羅的に入れてございます。したがって拾ってきておりますので、社会教育委員の方がこの中で個々に、先ほど多様な御意見をということがありましたけれども、この部分の中で、特に今、田中委員のほうからお話があったところについては90ページのところで、指定管理制度の導入に当たるところの部分について、細かい部分でいくつか御指摘もいただいています。

我々こうした御意見につきましても今後進めていくところで、先ほどからもちょっとお話しさせていただいていますが、丁寧にその御意見を酌み取りながら今後の取組を進めていければと考えてございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

確認という意味で質問させていただきたいんですけども、指定管理を実行した場合に、当然のことながら外部評価委員の制度とか導入されると思うんですけども、その場合、今回の場合には何年おきぐらいに指定管理の更新をやっていくのかということについてお伺いしたいと思います。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

通常5年を基本にという形になりますので、5年ごとに業者の再選定を行うという形になります。評価につきましては、毎年、民間活用事業者選定評価委員会という外部有識者の委員会の中で評価を行うという形になります。

以上でございます。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

選書の部分で不安があるという御意見があったんですけども、実際に選書というのはどんな手続でされているのか教えていただけますか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

少し先ほど陳情のときにもお話ししましたが、週に一回、中原図書館に全館司書が集まりまして、そこに業者さんが来て、新刊を持って来るんです。そこでみんなでそれを、ではどうするかという、それを「見計らい」というんですけども、そういうような作業を行うという形です。児童書につきましては2週間に一回やっています、事前に読んで、その上でどれを買うかということを決めていくというような流れでございます。

以上でございます。

【石井委員】

そこには利用者から今度こういうような本を備えてほしいとか、そういった意見というのはど

のように日常的に挙がってくるのでしょうか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

実際リクエスト本につきましては、紙ですとか、色々なところで、館で受け付けておりますので、その情報は、なのでファーストタッチはまずやっぱり館に来るんですね。その御意見をみんなのところに持ってきて、ではそれをどうしようかということで検討するという形になります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

あんまり長くなって申し訳ないんですけど、ちょっと根本的な問題でもあるので、2点ほど意見を言わせていただきます。

1点目は、これ市民館なんですけども、従来川崎の市民館は市内の本館が7館、あと分館が幾つかあって、さらには市民館だけではなくて社会教育施設は他にもありますので、社会教育施設の中での異動がかなりできたわけですよ。だから川崎ぐらいの規模の大きいところだと、就職してから定年までずっと社会教育施設だけで回ることもできたぐらいだったと思うんです。そこにいわゆる社会教育主事の資格を持った職員が、ライフワークとしてずっといてということで、そういう方々が市民と連携しながら社会教育事業をやっていたというので、川崎の社会教育事業、そういう施設を中心とした社会教育事業ってかなり質が高いと言われていたわけですよ。

ただ、それが今の時代では当然だと思いますけど、一般行政との間での異動が当たり前のようになってきて、職員の専門性というのは随分難しい状況になってきたと思います。そういう中で講習に派遣していただいて、資格を取ってやるということはあるんですけども、ただやっぱり一般行政との間での異動が随分頻繁になるので、社会教育の専門性という点でいくと、なかなか従来のようにはいかないというのが現状だと思うんですね。

しかし、それが別に悪いばかりではなくて、やはり施設職員は行政職員としての専門性が当然必要なもので、それを考えると一般行政との間の異動があったほうが、全施設的な立場で市民館の仕事ということもあるので、そういう点では非常にいい面もあると思うんですね。さらには今区役所の中に入っていますので、地域づくりとの関係が非常に重要になってきますから、むしろ今一般行政との間の異動がプラスに働くという場合もあると思うんですね。

そういう中で、色々やはり現状ではなかなか限界に来ているということで、今回指定管理に移るとのことだと思うので、そう考えるとちょっと3段階歴史的に見るとあるかなと思うんです。

かつて専門家だけでやっていた社会教育施設、それが今度は一般行政のジェネラリストの方がやっていく市民館、さらには今度は指定管理が入ることになっているように私としては見ているんですね。そのように見たときに、それでは指定管理に出すときにどういう条件が必要かということを見ると、この社会教育委員の方々の意見の中にも入っていますけれども、社会教育士の活用というのがありますよね。これは是非やはり専門性をきちんと担保する上で、資格を

持った職員がこの市民館に配置されるようにということを条件にしていただけるとありがたいと思っています。

今この場でこれを言うべきことかどうか分かりませんが、こういう場をお借りして、この指定管理者の専門性ということ考えたとき、やはり資格を持った職員をちゃんと配置するということを条件にいただけるとありがたいなと考えています。それが一点です。

もう一点は、我々がここでやはりどうしても今回は指定管理者に行くんだというのが、教育委員会としての決定事項ですので、ここで陳情の不採択ということは当然やったわけですけど、向こう側の方々の落胆した空気というのを感じて、ギャップがすごくあるような感じがしたんですね。

そういう中で、今回こうやって不採択にするというのは、陳情を出した方が駄目なんですよという意味ではなくて、我々としては、やはり今川崎の図書館・市民館は指定管理に一部出していく必要があるということで決めてきたことなので、ただ陳情の方とかパブコメとか反対の方が随分おられることはいるというので、やはりそういう方々の意見もきちんと聞きながら、よりよい形で、新しい形で市民館・図書館をスタートさせると。それがその手法の一つが指定管理なんだということで、よりよい図書館・市民館にしますよという約束をするのが先ほどの場であったんじゃないかという気もして、だから、ただ陳情を不採択というのではなくて、陳情はきちんと受け止めましたと。その上でその趣旨を生かすためにも我々は指定管理を導入しますと。これは市民館・図書館をさらによくするための方法ですということを話しながら不採択にできればよかったなという気がしました。

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ここの議論の記録はこれからまた公開されていきますので。

先ほど野村委員からパブコメの質問もあって答えていただいたりしていますけど、今まさにパブコメの状況というのを示していただいて、賛否を問うものではないけれど、参考にしていくという中で、さっき御報告があったようにDのところですよ。462件って大変多く、反対の意見もあれば反対の立場から色々不安を思っている、こうしてほしいと、そういうものが出ていると。そういった意見や要望や不安、そういったものをしっかり受け止めていくという形でのパブコメだと思いますので、それを受け止めて、今まさに田中委員がおっしゃったような視点ですか、あとまた社会教育委員会議からの提言までは至っていないけれど、議論の中で出てきたこと、そういったことを今後の指定管理の導入に対して、しっかり考えていくんだと、取り入れていくと。そういう方向性を確認する場なのかなと。そういった中での、この後承認ということになるのかなと思いますが、皆さんもそういった認識かなと思いますが、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

事務局からもよろしいですか。

【箱島生涯学習推進課長】

ありがとうございました。

今、田中委員からも最後にお話があったところで、私たちパブリックコメントにつきましても、

他の審議会のものにつきましても、教育長がおっしゃったように反対だとか賛成だとかということとか、御不安みたいな御意見というのは、一つ一つこれまでこの案をつくる中でも体系的なものにつきましても、そうした声を一つずつ受け止めながらつくってきております。それは教育委員にも御説明をさせていただいて、今後につきましても、教育長がおっしゃったように、またしっかりとそうした御不安とか懸念がなるべく解消できるような形で、我々もしっかり丁寧に説明のほうもしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 7について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田島教育長】

それでは、報告事項No. 7は承認といたします。

報告事項No. 8 「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 8 「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課担当課長】

それでは、お手元のGIGA端末の資料一覧の画面をお開き願います。

パブリックコメント手続の結果について御説明させていただきますので、「12-1【報告事項No. 8】資料1」のファイルをお開きください。

1ページの「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に関するパブリックコメントの結果についてを御覧ください。

初めに、「1 概要」についてでございますが、川崎市では、川崎市教育文化会館と川崎市立労働会館の機能を、現在の労働会館施設の大規模な改修により、「(仮称)川崎市民館・労働会館」として、再編整備する取組を進めております。

このたび、新施設の事業サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにする「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」について、広く市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施したものでございます。その結果、12通、意見総数26件の御意見をいただきましたので、御意見の内容と御意見に対する本市の考え方を公表するものでございます。

「2 意見募集の概要」でございますが、表の2段目「意見の募集期間」につきましては、令和4年6月1日水曜日から令和4年6月30日木曜日まで、「意見の提出方法」は、電子メール、

FAX、郵送、持参、「募集の周知方法」は、市政だより、市ホームページなどでございます。

「3 結果の概要」につきましては、意見提出数は、12通でございまして、その内訳は、電子メール8通、FAX3通、郵送1通でございます。意見総数は、26件でございます。

2ページを御覧ください。

「4 御意見の内容と対応」でございしますが、「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に関する御意見として、施設運営、指定管理者制度の導入・選定、市民参加、プレイベント、バリアフリーなどの施設整備などに対する御意見や、図書コーナーや労働資料などに対する要望などが寄せられました。

寄せられた御意見につきましては、要望や今後の参考とするものであったことから、所要の整備を行った上で、「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を策定いたします。

「対応区分」につきましては、いただいた御意見をAからEの五つに区分するものでございます。

「御意見の件数と対応区分」につきましては、表にございますとおり、いただいた御意見を「1「第1章 目的、位置づけ」に関すること」から、「10「その他」に関すること」の10の項目に分類した上で、それぞれの対応区分に整理いたしまして、その合計はAが0件、Bが7件、Cが9件、Dが10件、Eが0件の合計26件でございます。

具体的な御意見の内容と市の考え方については、3ページ以降に記載しておりますので、主なものを御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

「2「第2章 基本理念・役割」に関すること」につきましては、意見数は1件でございまして、意見の要旨としましては、表の番号「1」、「市民館、労働会館、富士見公園の特性を生かした連携等に対するコンセプトに共感しました。社会教育振興、勤労者福祉の向上、公園での創造的活動と癒やしの場との一体性の追及、福祉的な観点などがとても良いと思います。」でございまして。

本市の考え方につきましては、「(仮称)川崎市民館と労働会館が同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスを提供し、利用者相互の新たな交流を促進して、川崎区内や富士見公園における地域の拠点としての役割を果たしていくことが重要だと考えておりますので、今後も着実に開館に向けた取組を進めてまいります。」でございまして、区分は「B」でございまして。

4ページを御覧ください。

「5「第5章 施設利用計画」に関すること」につきましては、意見数は8件でございまして、主な意見の要旨としましては、表の番号「4」、「労働資料室は、貴重な資料の所蔵・公開とともに労働などに関わる社会的役割を担ってきました。図書資料の保管・運営については、公共図書館的機能を付設することが望ましく、働く人々に開かれた空間であることを期待します。「図書コーナー」は労働資料室の後身のようなのですが、書庫の詳細が不明なので、全容を明らかにするとともに歴史的経緯を継承・発展させてもらいたい。」でございまして。

本市の考え方につきましては、「図書コーナーでは、現労働会館の労働資料室の書籍・資料(労働資料)に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出しも行います。また、市立図書館との連携についても検討してまいります。なお、1階に設置する書庫については、可能な限り多くの労働資料を保管できるよう今後、詳細を検討してまいります。」でございまして、区分は「C」

でございます。

6 ページを御覧ください。

「6 「第6章 広報計画」に関する事」につきましては、意見数は1件でございます、意見の要旨としましては、表の番号「12」、「プレイベントについて、新施設の区民の期待を高めるためにも、教育文化会館への「さよならイベント」を企画してもらいたいです。新施設のオープニングイベントは緑化フェアと連携するといいと思います。イベントを通して、連携の輪をつくり、新施設、環境に込められたコンセプトを共有したいと思います。新施設の運営には、「川崎区地域教育会議」も主体的に関わりたいと思っています。」でございます。

本市の考え方につきましては、「新施設については、地域の拠点を目指していることから、プレイベントを通じた地域交流を図ってまいりたいと考えております。また、教育文化会館については、長年御利用いただいた方々もいらっしゃることから、解体前のイベント等についても検討を進めてまいります。」でございます、区分は「B」でございます。

7 ページを御覧ください。

「7 「第7章 運営組織」に関する事」につきましては、意見数は8件でございます、主な意見の要旨としましては、表の番号「13」、「指定管理者制度の導入について、社会教育振興・勤労者福祉の継続、市職員及び指定管理者の人材育成、市と指定管理者でそれぞれの役割を担いながら連携する、基本方針等については市が定める等の記載があることに安心しました。指定管理者制度は、経費削減のみに偏ることを危惧していましたが、行政から「民間活力」に丸投げではなく、長期的視点での市と協働した人材育成について期待しています。」でございます。

本市の考え方につきましては、「市と指定管理者で連携しながら、それぞれの役割を担い、市が基本方針や事業の方向性を定め、指定管理者がノウハウやマンパワーを活用して事業を運営していくことや、利用者が主体的に関わる仕組みづくりが重要だと考えておりますので、今後も着実に開館に向けた取組を進めてまいります。」でございます、区分は「B」でございます。

パブリックコメント手続の結果につきましては、以上でございます。

なお、資料2といたしまして、「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画【概要版】」を、資料3として、「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を添付しておりますので、後ほど、御参照ください。

「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画について」の説明につきましては以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 8について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田島教育長】

それでは、報告事項No. 8は承認といたします。

報告事項No. 9 令和3年度の学校給食費の徴収状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 9 令和3年度の学校給食費の徴収状況について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【半田健康給食推進室担当課長】

それでは、「報告事項No. 9 令和3年度の学校給食費の徴収状況について」、御報告いたします。

「13_【報告事項No. 9】」のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

初めに、項番1「令和3年度の徴収状況」の「本市の学校給食費徴収業務の概要」についてでございます。

本市では、令和3年4月から、学校給食費の公会計化を実施したところであり、市立小学校、中学校及び特別支援学校の在籍者等に対して実施する学校給食における食材料費について、教育委員会事務局が保護者等から学校給食費として徴収しております。

令和3年5月時点の本市における給食喫食者は、教職員等を含めまして約11万3,000人で行いました。

次に、「令和3年度の学校給食費及び納期限」は御覧のとおりでございます。

次に、「令和3年度の徴収状況」についてでございます。

表に記載のとおり、令和3年度の学校給食費の徴収すべき調定額の合計は、約54億7,700万円であり、これに対し、収入額は約54億5,100万円となりました。徴収すべき額に対する収入率は99.52%であり、収入未済額は約2,600万円となっております。

次に、2ページを御覧ください。

参考として「他の先行政令指定都市の状況」について説明させていただきます。

令和3年度時点で、公会計化を実施している政令指定都市は、川崎市を除き、6都市ございますが、表は公会計化実施の前年度と初年度の収入率を比較したものとなっております、多くの都市は、本市と同様、公会計化により収入率が下がる傾向にございます。

次に、項番2「教職員の働き方・仕事の進め方改革への効果」を御覧ください。

初めに、「学校宛てアンケート調査の実施」についてでございますが、公会計化の実施から1年が経過し、教職員の給食事務における負担軽減の効果と今後の課題の把握を目的として、学校に対するアンケート調査を実施いたしました。

次に、「調査結果の概要」についてでございます。

令和3年度からの公会計化により、従来、学校が実施していた学校給食費の徴収事務を教育委員会事務局で実施することになりましたが、これにより教職員の負担軽減に効果があったかについて尋ねたところ、回答者の63%から「とても効果があった」または「ある程度効果があった」とする回答を得ました。

また、回答者に対して、学校給食費の徴収事務に要していた時間を、どのようなものに充てられるようになったか尋ねたところ、時間外勤務の削減につながったと回答した者が最も多く、次いで授業準備に充てられるようになったとする回答を多く得たところでございます。

次に、「今後の課題」を御覧ください。

公会計化後の学校における給食事務について、最も負担が大きいものを尋ねたところ、「給食費徴収システム」への入力作業であるとする回答が最も多く、次に、教育委員会事務局への書類提出を挙げた学校が多かったところでございます。

「給食費徴収システム」の入力作業の中でも、特に年度当初の児童生徒や教職員の在籍情報を確認し、所要の新規登録や削除処理を行うことが負担となっているとの回答が最も多くありました。

この回答結果を踏まえ、十分な作業日程の確保や、分かりやすいマニュアルの作成など、より学校の負担軽減につながる取組を進めてまいります。

次に、3ページにまいりまして、項番3「学校給食費の徴収・未納対応の流れ」を御覧ください。

資料では、令和3年度に行った事務手続を表にまとめてございますので、それに基づき御説明いたします。

初めに、(1)学校給食費の徴収の流れでございますが、①として「学校給食の申込」、②で「教育委員会事務局で納付金額を決定」、③で「通知書の送付」、④で「学校給食費を請求」、⑤で「学校給食費を納付」となります。なお、納付は、口座振替を原則としております。

その後、⑥で教育委員会事務局において、納期限後の納付状況を確認、⑦で未納の場合は、未納対応を行うものでございます。

続きまして、(2)「学校給食費の未納対応の流れ」を御覧ください。

初めに、①でございますが、納期限までに学校給食費が納付されなかった場合には未納対応を行います。

②に参りまして、まず、初期対応として、学校給食費の未納のお知らせと納付書を送付いたしました。お知らせに基づき、納付がなされない場合は、③に参りまして、督促状を送付しました。さらに、未納の状態が続くようであれば④に参りまして、催告書を送付しました。催告は定期的に行いますが、併せて⑤に参りまして、納付勧奨として、教育委員会事務局から電話催告を行いながら、納付を促してまいりました。

次に、項番4「令和4年度の取組」を御覧ください。

本市における令和3年度の学校給食費の収入率は、他の政令指定都市と比べ、高い水準にありますが、公会計化前の収入率からマイナス0.35%となっており、更なる収入率の向上のための取組が必要であると考えております。

令和4年度の取組といたしましては、表に記載させていただいております。

まず、(1)「滞納発生の未然防止に関する取組」といたしましては、学校給食費が公会計化し、他の学校徴収金と異なり、市が徴収することになった制度の変更に関する更なる周知を、保護者に対して行ってまいります。

また、口座振替率の向上を図るため、口座登録の勧奨案内を配布し、令和4年2月から開始したWeb口座振替受付サービスの利用を促しました。

この他、納付方法の利便性を向上するため、令和4年7月からモバイルレジックレジットによる納付を開始したところでございます。

次に、(2)「滞納債権の徴収強化に関する取組」といたしましては、令和4年度は職員数を増員し、未納対応に関わる職員体制の強化を図りました。

今後は、催告業務の一部を弁護士に委託し、納付相談を通じて、保護者等の生活状況から、生活保護制度や就学援助制度を利用できる可能性がある場合には、各制度の担当部署との連携しながら、支援につなぐなどの対応を行ってまいります。

一方で、資力があるにもかかわらず納付の意思が無い場合等につきましては、法的措置の実施の検討を含め、督促や催告を適切に実施し、更なる収入率の向上に努めてまいります。

「令和3年度の学校給食費の徴収状況について」の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等ございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

こういう場合、最後はいよいよ法的な措置にというのも、法的というか弁護士に対してそういうようなところで御説明ありましたけれども、保護者がこれを払う義務というのは何をもって証明できるのでしょうか。要するに、学校に入学したという時点で払う義務が発生するということになるのか。

【半田健康給食推進室担当課長】

学校給食費につきましては、基本的には入学当初に学校給食申込書という定められた申込書を出していただいて、保護者と市長の間で学校給食に関する契約を結んでいただく形になりまして、それに基づく債権が発生するという形になります。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、給食という制度が無いような国から来た方、結構外国人が多いという川崎市にあって、給食ということがよく分からなくて、この支払いのところが滞ってなんてケースがあるのか、ないのかって、教えていただいてもよろしいですか。

【半田健康給食推進室担当課長】

まず、学校に入学するに当たって、学校の先生方から丁寧にその仕組みについては御説明いただいていることが前提としてありますので、制度についてよく分からずということで未納につながるということはまず無いと考えております。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいですか。

それでは、報告事項No. 9について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 9は承認といたします。

報告事項No. 10 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 10 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大島健康給食推進室担当課長】

それでは、「報告事項 No. 10 公益財団法人川崎市 学校給食会の経営状況」について、御報告いたします。

「14_【報告事項No. 10】」のファイルをお開きください。

資料の表紙をおめくりいただき、1ページを御覧ください。

初めに、「I 法人の概要」の、「1 設立年月日」でございますが、設立年月日は、平成24年4月1日でございます。なお、旧財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は、昭和33年5月1日でございます。

次に、「5 目的」でございますが、「川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与すること」を目的としております。

次に、「II 令和4年度の事業計画に関する書類」について御報告いたします。

「1 事業計画の概要」でございますが、給食物資を共同購入することにより、品質の良い給食物資を安い価格で購入し、学校給食の充実発展と円滑な運営を図るため、「(1) 学校給食用物資の調達に関する事業」をはじめとして、(2) から (4) まで事業内容を記載してございます。

次に、2ページを御覧ください。

「2 予算書」でございます。左から項目として、「科目」「予算額」「前年度予算額」「増減」「備考」となっておりますが、一番左の「科目」と「予算額(A)」の欄を御覧ください。

「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、(1) 経常収益につき

ましては、「ア 基本財産運用益」から「カ 雑収益」までで構成されており、「経常収益計」として、本表中段に記載しておりますが、予算額として、「57億9,598万6,000円」を見込んでおります。

次に、「(2) 経常費用」でございますが、「ア 事業費」と、3ページにお進みいただき、上から4行目の「イ 管理費」を合わせまして、その合計は、3ページ中段の「経常費用計」の行にございます、「57億9,598万6,000円」を見込んでおります。

次に、4ページから5ページにかけて、「3 予算書内訳表」を掲載してございますが、こちらは、ただいま御説明申し上げました「予算書」を会計別に区分し、記載したものでございます。

次に6ページを御覧ください。

「Ⅲ 令和3年度の決算に関する書類」について、御報告いたします。

「1 事業の実績報告」でございますが、令和2年度に実施いたしました「(1) 給食物資の共同購入」、「(2) 学校給食費の管理」、「(3) 給食物資に関する調査研究」、「(4) 学校給食の普及奨励に関する事業」の各事業の実施状況を記載しております。

次に、中段の「2 貸借対照表」でございます。左から、「科目」、「当年度」、「前年度」、「増減」となっており、「当年度(A)」欄が令和3年度の決算額、「前年度(B)」欄が令和2年度の決算額でございます。

一番左の「科目」と、「当年度(A)」の欄を御覧ください。

初めに、「I 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と「2 固定資産」を合わせた資産の合計は、7ページにお進みいただきまして、上から10行目の「資産合計」の行にございます、「5億4,669万644円」でございます。

次に、「II 負債の部」でございますが、「1 流動負債」と「2 固定負債」を合わせた負債の合計は、本表の下から9行目の「負債合計額」の行にございます、「5億2,153万3,233円」でございます。

次に、「Ⅲ 正味財産の部」でございますが、正味財産の合計は、本表の下から2行目の「正味財産合計」の行にございます、「2,515万7,411円」でございます。また、「負債及び正味財産合計」は「資産合計」と同額となっております。

次に、「3 正味財産増減計算書」でございます。当該計算書は、貸借対照表に記載されている正味財産の増減を表す計算書でございます。本表の「当年度(A)」の欄を御覧ください。

「I 一般正味財産増減の部」、「1 経常増減の部」といたしまして、「(1) 経常収益」の合計でございますが、8ページにお進みいただきまして、上から11行目、「経常収益計」の行にございます、「54億866万5,374円」でございます。

なお、7ページの本表一番下の行から8ページの上から2行目までにかけて記載しております「ウ 事業収益」につきましては、令和3年度からの学校給食費の公会計化に伴い、保護者から納められていた学校給食費である「給食費予納徴収金」に代わり、本市からの給食物資代金に係る委託料を「給食食材料費相当収益」として計上しております。その他の経常収益の内訳といたしましては、本市からの補助金・事務管理経費に係る委託料、雑収益等でございます。

次に、「(2) 経常費用」につきましては、「ア 事業費」と、下から5行目の「イ 管理費」で構成し、その合計でございますが、9ページにお進みいただきまして、中段の「経常費用計」の行にございます、「54億1,241万1,786円」でございます。

経常費用の内訳といたしましては、給食物資代金の他、学校給食会職員の給料手当や衛生検査費等でございます。

次に、「2 経常外増減の部」といたしまして、「(2) 経常外費用」の合計でございますが、下から10行目の「経常外費用計」の行でございます、「2億3,727万4,063円」でございます。

経常外費用につきましては、令和3年度からの学校給食費の公会計化に伴い、令和2年度以前に徴収、管理してきた過年度分の学校給食費の剰余金及び令和3年度中に回収した過年度未納給食費を、本市との協定に基づき本市へ譲渡したため、本市への繰出額として計上したものでございます。

次に、当期一般正味財産の増減額につきましては、本表下から8行目の「当期一般正味財産増減額」の行に記載されておりますが、令和3年度は、「マイナス 2億4,102万475円」となっております。

これに、次の段の「一般正味財産期首残高」「2億6,517万7,886円」を加算した、「一般正味財産期末残高」は、「2,415万7,411円」となります。

「Ⅱ 指定正味財産増減の部」といたしまして、「指定正味財産期末残高」は「100万円」でございますので、「Ⅲ 正味財産期末残高」につきましては、本表の一番下の行でございます、「2,515万7,411円」となっております。

次に、「4 正味財産増減計算書内訳表」につきましては、10ページから11ページまで掲載してございます。

当該内訳表は、ただいまの御説明を、給食物資に関する事業費の「公益目的事業会計」と、管理的経費である「法人会計」の会計別に区分し、掲載したものでございますので、後ほど、御参照いただければと存じます。

次に、12ページから15ページにかけまして、「5 財務諸表に対する注記」、「6 附属明細書」、「7 財産目録」を掲載しておりますので、後ほど、御参照いただきたいと存じます。

「公益財団法人川崎市学校給食会」の経営状況についての御報告は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 10について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 10は承認といたします。

報告事項No. 11 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 11 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」の説明を、生涯学習推進課長お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

すみません、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 11 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について、御報告申し上げます。お手元の端末の「15_【報告事項No. 11】」のファイルをお開きいただきまして、1ページをお開き願います。

「I 法人の概要」の、「1 設立年月日」でございますが、設立年月日は、平成24年4月1日でございます。

次に「5 目的」でございますが、「川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与すること」でございます。

次に、「II 令和4年度の事業計画に関する書類」の「1 事業計画の概要」でございますが、記載の(1)から(5)までの基本的考え方に基きまして、ページの下段、「(1)生涯学習に関する学習機会提供事業」から、2ページの(7)までの各種事業を行うものでございます。

次に「2 予算書」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「予算額」の列を御覧ください。

「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、「(1)経常収益」は、基本財産運用益などございまして、その合計は、ページをおめくりいただきまして、3ページの上から4行目の「経常収益計」の行にございます、3億1,966万6,000円でございます。

その下、「(2)経常費用」につきましては、「ア 事業費」と、ページの下段の「イ 管理費」を合わせまして、その合計は4ページ中段の「経常費用計」の行にございます、3億2,278万円でございます。

その下、これらを差引きした「当期経常増減額」は、マイナス311万4,000円となっており、2行下の「一般正味財産期首残高」が9,459万9,000円でございますので、「一般正味財産期末残高」は9,148万5,000円でございます。

その下、「II 指定正味財産増減の部」の「指定正味財産期末残高」は2億180万円でございますので、二つの期末残高を合わせた「III 正味財産期末残高」は2億9,328万5,000円でございます。

次の4ページから6ページの「3 予算書内訳表」につきましては、ただいま御説明申し上げました「予算書」を会計別に区分し、記載したものでございます。

7ページをお開きください。「III 令和3年度の決算に関する書類」の「1 事業の実績報告」では、令和3年度に実施いたしました各事業とその実施状況を記載しております。

8ページを御覧ください。中段の「2 貸借対照表」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「当年度」の列を御覧ください。

「I 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と、「2 固定資産」の合計は、ページをおめくりいただきまして、9ページの上から3行目の「資産合計」の行にございますが、3億835万9,069円でございます。

その下、「Ⅱ 負債の部」でございますが、「負債合計」は1,304万7,144円、その下、「Ⅲ 正味財産の部」につきましては、「正味財産合計」は2億9,531万1,925円でございます、「負債及び正味財産合計」は、「資産合計」と同額になっております。

次の「3 貸借対照表 内訳表」につきましては、ただいま御説明申し上げましたものを会計別に区分し、記載したものでございます。

10ページを御覧ください。ページ下段の「4 正味財産増減計算書」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「当年度」の列を御覧ください。

「Ⅰ 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」「(1) 経常収益」でございますが、こちらは基本財産運用益などでございまして、その合計は、ページをおめくりいただきまして、11ページ中段の「経常収益計」の行にございます、3億1,361万8,885円でございます。

その下「(2) 経常費用」につきましては、「アの事業費」と、12ページにまいりまして、「イの管理費」で構成してございまして、その合計「経常費用計」はページ下段にあります、3億1,307万6,023円、「当期経常増減額」は、54万2,862円となっております。

次に、「2 経常外増減の部」につきましては、「経常外収益計」及び「経常外費用計」がともに0円でございますので、「当期経常外増減額」は0円となっております。

ページをおめくりいただき、13ページの上から1行目の「当期一般正味財産増減額」は、54万2,862円となっており、「一般正味財産期首残高」が、9,176万9,063円でございますので、「一般正味財産期末残高」は、9,231万1,925円となっております。

「Ⅱ 指定正味財産増減の部」でございますが、「指定正味財産期末残高」は2億300万円でございますので、「Ⅲ 正味財産期末残高」につきましては、2億9,531万1,925円となっております。

次の13ページから15ページの「5 正味財産増減計算書内訳表」につきましては、ただいまの御説明を会計別に区分し、記載したものでございます。

また、15ページから、19ページまでにかけては、「財務諸表に対する注記」と「財産目録」を掲載しておりますので、こちらも後ほど御参照願います。

「公益財団法人川崎市生涯学習財団」の経営状況についての御説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等、ございますでしょうか。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

収支を見ると、若干マイナスになっているという御説明だったんですけども、この原因というのはどのように考えられるでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

やはりコロナ禍で収入の部分については、大変厳しい部分というのはございます。これは後ほどの案件、取組評価でございますが、その中でも出てくる、なかなかコロナ禍で一昨年よりは事業料等戻っている部分はございますが、まだ定員数を制限したりしているところで、収入の部分が厳しいというふうな状況はございます。

ただ、一方で管理費の仕組みにつきましては、計画的にやっておりますので、最終的には前年度のほうについては多少の黒字にはなるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

【田中委員】

分かりました。

主催事業の部分と、もう一つの部屋貸してみたいなところもありますよね。それは、どちらがコロナによってマイナスの影響を受けていますか。

【箱島生涯学習推進課長】

いずれも影響は受けていると考えておりますが、やはり施設使用料のほうはキャンセル等も、当日の状況によるキャンセル等もあるので、非常に厳しい状況というのはあるかなと思っております。

事業料については、事業につきましては定員を抑えているといったところの少し原因が影響しているものかなと考えてございます。

以上でございます。

【田中委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 11について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 11は承認いたします。

ここで少し休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

じゃあ、10分程度取りまして、17時40分再開いたします。

(17時30分 休憩)

(17時40分 再開)

【小田嶋教育長】

会議を再開いたします。

1 1 議事事項Ⅱ

議案第29号 令和3年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

続いて議事事項Ⅱに入ります。

「議案第29号 令和3年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大島健康給食推進室担当課長】

それでは、議案第29号「令和3年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」」につきまして、御説明させていただきます。

今回の取組評価は、平成30年8月に策定いたしました「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づき、最終年度の評価となるものでございまして、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことにより、出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」を図るとともに、昨年度策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組へと円滑につながっていくものでございます。

お手元の端末のファイル「16-1_【議案第29号】」のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

初めに、「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組」についてでございます。

「本市施策における法人の役割」でございますが、本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29年12月より中学校全校で完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しております。

本法人は、市立学校の学校給食に係る安全・安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給しています。また、給食に関わる研究協議会の開催等、市と連携し、児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与する役割を担っております。

「法人の取組と関連する本市の計画」は、記載のとおりでございます。

中段の「4カ年計画の目標」としましては、安全で安心な給食物資を継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めること、また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理や給食会だより等の発行による情報提供を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与することなどを目標としております。

次に、これを受けまして、経営改善及び連携・活用に関する取組とその評価として、下段の「2. 本市施策推進に向けた事業取組」、3ページにまいりまして「3. 経営健全化に向けた取組」「4.

業務・組織に関する取組」の各視点から評価を行っております。

各取組の評価を行うため、取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、方針策定時の平成29年度の現状値、令和3年度の目標値と令和3年度における実績値、達成度、本市による達成状況の評価、コストを伴うものは費用対効果の評価、今後の取組の方向性を記載しております。

こちらの各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきまして、御説明いたします。お手数ですが、ファイル「16-2_【議案第29号】資料」のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

初めに、2ページ上段の「①各取組の指標に対する達成度の選択の考え方」でございますが、各実績値に対し、目標値及び現状値を基準として、「目標値以上」は、「a」、「現状値以上～目標値未満」は「b」、目標値の60%以上～現状値未満は「c」、目標値の60%未満は「d」としております。

次に、「②各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方」でございますが、上段の表にございますとおり、前述①の「指標に対する達成度」に応じた点数が設定されており、その点数の平均点を基に、下段の表に参りまして、「目標を達成した」は「A」、「ほぼ目標を達成した」は「B」、「目標未達成のものがあるが一定の成果があった」は「C」、「現状を下回るものが多くあった」は「D」、「現状を大幅に下回った」は「E」と5段階で評価を行っております。

3ページにまいりまして、「③各取組に対する費用対効果の評価の考え方」でございますが、行政サービスコストに対する達成度につきましては、実績値が目標値の100%未満は「1」、実績値が目標値の100%以上～110%未満は「2」、実績値が目標値の110%以上～120%未満は「3」、実績値が目標値の120%以上は「4」となっており、これと、前述②の「本市による達成状況の評価」を踏まえ、費用対効果が、「十分である」は「(1)」、「概ね十分である」は「(2)」、「やや不十分である」は「(3)」、「不十分である」は「(4)」と4段階で評価を行っております。

最後に「④今後の取組の方向性の選択の考え方」でございますが、評価結果を踏まえ、「Ⅰ」が「現状のまま取組を継続」、「Ⅱ」が「目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続」、「Ⅲ」が「状況の変化により取組を中止」と3段階から区分を選択するものでございます。

なお、この取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきましては、この後の生涯学習推進課から御説明いたします、議案第30号においても同様の考え方となっておりますので、この「参考資料2」につきましては、その際にも御活用いただきたく存じます。

本日は、各取組の事業・項目ごとの指標について、「実績値」「達成度」「本市による達成状況の評価、費用対効果の評価」「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。

それでは、ファイル「16-1_【議案第29号】」のファイルの2ページにお戻り願います。

それでは、取組別に御説明いたします。

「2. 本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、本市学校給食会として、①から④までの四つの事業に取り組んでおり、それらを一覧にしております。

「①安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給」につきましては、評価の指標が三つございます。「給食停止等の発生件数」の指標としましては、令和3年度の実績値はゼロ件で、目標値を達成したことから、達成度は「a」、「学校給食用物資納入業者登録数」の指標といたしましては、方針策定時の現状値が「28社」で、目標値が「31」であるのに対し、令和3年度の実績値は「28社」と、現状値以上目標値未満となったことから、達成度は「b」、「事業別の行政サ

ービスコスト」につきましては、令和3年度の実績値が「5,130万円」で、目標値の100%未満であることから、達成度は「1）」となり、これらの達成度から、本市による達成状況の評価は「B」で、費用対効果の評価は、十分であるため「(1)」、当該事業における今後の取組の方向性は、「I」でございます。

次に、「②給食物資に関する苦情件数の削減」につきましては、「物資に関する苦情への対応数」を指標として設定しております。学校給食会では、学校などの納入先から食材の品質に関する連絡があった際、必要に応じて物資交換等を実施しており、その実数の削減を目標値としております。令和3年度の実績値は469件で、目標値以内となったことから、達成度は「a」、本市による達成状況の評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

次に、「③給食物資の規格衛生検査の実施」につきましては、「食中毒発生件数」を指標とし、令和3年度の実績値は0件で、目標値を達成し、達成度は「a」、本市による達成状況の評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

最後に、「④成長期における児童生徒の健全な食生活に係る食育の推進」につきましては、「食育講座の参加人数」を指標とし、例年、学校給食物資納入業者の協力により、小学生を対象に実施していた「ぎょしょく出前講座」の参加人数を実績値としておりましたが、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年に行っていた「ぎょしょく出前講座」は実施できませんでした。しかし、コロナ禍で、教室等で対面による出前講座が行えない状況下で、子どもたちの食育につながる代替的な取組として、GIGA端末を活用して、川崎の給食で多く使用されている北海道の食材の動画を教材に使用し、小学校2校で5年生を対象に食育講座を実施し、全体で188人の児童に参加いただきました。このことから、令和3年度の実績値は188人で、目標値を上回り、達成度は「a」、本市による達成状況の評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」としたことでございます。なお、指標に対する達成度は、食育講座の参加人数をもって評価しておりますが、参考として、令和3年度は、実績値に、受講者アンケートに回答した児童のうち、内容を理解した児童の割合を括弧書きで別掲の補足指標として加えており、令和3年度の実績値は約95%でございました。

続いて、3ページを御覧ください。次に「3. 経営健全化に向けた取組」として、「給食費徴収業務の健全化」を位置づけ、その指標といたしまして、令和2年度までは「給食費の収納率」といたしておりましたが、令和3年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食会においては、令和2年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理を引き続き行うこととなるため、令和3年度は、指標を「給食費過年度未納金の収納率」と「過年度分を含めた給食費の収納率」の2項目を設定したところでございます。

「給食費過年度未納金の収納率」につきましては、目標値が「33.00%」であるのに対し、令和3年度の実績値は33.02%となり、目標値以上となったことから、達成度は「a」、「過年度分を含めた給食費の収納率」につきましては、目標値が「99.99%」であるのに対し、実績値は99.98%と目標を0.01%下回り、達成度は「b」となり、これらの達成度から、本市による達成状況の評価は「B」、事業における今後の取組の方向性は「I」としたものでございます。

続きまして、「4. 業務・組織に関する取組」でございますが、「①公益法人会計基準に則った会計処理」につきましては、コンプライアンスに反する事案を発生させないために「発生件数」を指標とし、令和3年度の実績値は「0件」と目標値どおりで、達成度は「a」、本市による達成

状況の評価は「A」となり、事業における今後の取組の方向性は「I」としております。

「②職員の資質向上にむけた取り組み」につきましては、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図るため「法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催」を指標としておりまして、方針策定時の現状値が「15回」で、目標値が「20回」であるのに対し、令和3年度の実績値は「17回」であり、現状値以上目標値未達となったことから、達成度は「b」、本市による達成状況の評価は「C」、事業における今後の取組の方向性は「II」でございます。

続きまして、下段の「本市による総括」として、「各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」のさらに下段の「令和3年度取組評価における総括コメント」でございますが、本法人の事業は、1日約11万食にも及ぶ本市の学校給食において、毎日良質な給食物資を安定的・継続的に供給していくという公益的使命を達成することが大前提となっております。現在も、給食物資が原因となる給食提供の停止や食中毒事故等を発生させることなく、安定的で円滑な学校給食運営が行えておりますが、引き続きこの体制を維持し続け、本市の学校給食事業の円滑適正な運営に寄与していくことを期待します。

また、食育という視点からは、今後、GIGA端末の活用などにより、より多くの学校に展開していきけるような取組を進め、また、アンケートの実施により事業内容の検証・調査研究を進めていくことで、成長期における児童生徒に必要な「食」に関する知識を広く発信していくことを期待しています。

「経営健全化に向けた取組」につきましては、本法人は自主財源の確保や経常利益を上げることを目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、安定的・継続的な事業運営に努めていただくものと考えております。なお、公会計化前の令和2年度までの学校給食費の未納金のうち、回収したものは市に譲渡することとなりますが、引き続き、回収業務を適切に実施し、未納金の回収に努めていただきたいと思います。

「業務・組織に関する取組」につきましては、本法人は、年間約50億円の事業を担う公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き正確で透明性のある会計処理を行っていただくとともに、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識の向上等につながる取組を推進し、法人組織体制の強化を図れることを期待します。

4ページから12ページには、ただいま御説明いたしました、取り組むべき事業・項目ごとに、取組評価などの詳細を記載してございますので、後ほど御参照ください。

最後に、令和3年度に策定いたしました、令和4～7年度の次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」の目標値の変更について御報告いたしますので、13ページの「法人情報」シートを御覧ください。

財務状況につきましては、先ほどの「報告事項No. 10」で御報告したとおりでございますが、学校給食費の公会計化に伴い、令和2年度以前に本法人が徴収、管理してきた過年度の学校給食費の剰余金及び令和3年度中に回収した未納給食費について、本市への繰出額として、「経常外費用」に2億3,727万4,000円を計上し、協定に基づき本市に譲渡したことなどにより、令和3年度の当期一般正味財産増減額は、2億4,102万円の赤字となりました。

財務状況下段の法人コメントの「今後の取組の方向性」の3ポツ目を御覧ください。

令和3年度の本市への繰出額が、次期方針策定時の見込みより増加したこと等に伴い、次期方針において「経営健全化に向けた事業計画」の指標となっている「正味財産の推移」に影響が生じることから、目標値を変更させていただくことになりました。

ファイル16-2「議案第29号 資料」のファイル5ページから12ページにございます「参考資料3」につきましては、平成30年度に策定した、川崎市学校給食会の令和3年度までの「経営改善及び連携・活用に関する方針」となっており、計画時の指標や目標値の設定の考え方等の参考としてお示ししております。併せて御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

先ほど2ページ目のところで、③に食中毒発生件数の0件の目標というのがあったんですが、こちらも本当に反省していただいて、本当に感謝です。時々報告が入っていました、異物の混入というのはどこに該当するのかということをお教えいただけますでしょうか。

【大島健康給食推進室担当課長】

②のところになります。物資に関する苦情への対応数という形になります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

野村委員。

【野村委員】

その②に関して質問なんですけれども、目標値が470ということなんですけれども、食中毒と同じように少なければ少ないほどいいのではないかと単純に思ったんですね。この470を目標にするという感覚的なものが、ちょっと私には分からなくて、どのようにこの数字を受け止めたらいいのか、どういった経緯で470にしているのかということをお教えください。

【大島健康給食推進室担当課長】

ここには書いていないんですけれども、中学校給食が平成29年から始まりました。この今お持ちになっている取組評価の目標値をつくる以前に、やはり同じようなものがありまして、そこをベースに、その時点での苦情というか物資に関する問合せ、件数等の基礎数字があったというふうに考えております。

その中で、年度の途中から中学校給食が始まるというようなことを踏まえて、平成29年の現状値が459件だったものに対し、470件までに抑えようというところをつくったものなんですけれども、ただじゃあその459から470までの考え方といったところが、実際の中学校の食数に対してはかなり抑えた目標数値に。中学校というのは、1日3万食、年間165回給食を実施しているところなんですけれども、この470につきましては、平成29年度の現状値から極力抑えるというような方針で、470にしたと考えてはおります。

【小田嶋教育長】

御理解いただけでしょうか。

【野村委員】

抑えめの数字で、これでも抑えめの数字だということは、背景は理解したんですけれども、欲を言えばもっと減らしてほしいです。何か減らすために、これでいいとしてしまっている以上、無いのかもしれないんですけれども、何か減らすことにどんなことができそうでしょうか。

【大島健康給食推進室担当課長】

ここの指標につきましては、4年間運用していて、やはりちょっと改善すべきところがあるなと思っておりまして、この苦情といっても見る人によっては交換するほどのものでもないというのは多々あるんです。例えば、野菜の皮をむいていたら中が傷んでいたとか、例えば虫が食べていたとかそういったものがございまして、単純に苦情件数とするのではなく、次期方針の中では食材を交換した件数という形に、指標を改めました。

そこも、現状値、たしか90件が年間、90件ぐらい状態が悪いものを交換するというような状況があるので、そこをベースにそれを減らしていくというような指針に改善したところでございます。

以上です。

【小田嶋教育長】

今の報告は、令和3年度のものなので、今、令和4年度はこの新しい形で運用しているということですね。よろしいでしょうか。

室長、どうぞ。

【日笠健康給食推進室長】

すみません、補足でございまして、この400件というのは多く見えるということだと思っておりますけれども、先ほどの異物混入の話とも混同される部分もあるかと思うんですが、この苦情というのは、かなり幅広くて、この400件の多くが学校給食会が調達した食材を学校とか給食センターとかに配達するところから始まって、配達して最初に食材を確認した段階で、野菜が少し傷んでいるんじゃないかとか、ここの色がおかしいんじゃないかとか、そういった問合せが学校なりセンターから給食会のほうに行くと。そういうものも含めての400件でございまして、実際その中でよくよく見ると大丈夫だったねとか、あるいはやっぱり交換が必要だねとかというものがあると。

今の大島課長のほうから御説明があった交換が必要な部分、その中でも特に少ししっかり対応したほうがいいのかという案件に、今後は目標を修正していこうというような話です。

ということで、この470件というのは、例えば異物混入のような、ああいう重大事件がこれだけ日々やっているということではないということだけ、補足させていただければと。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

今の御説明で、背景をよく理解いたしました。

であるならばなんですけれども、これって、未然に変なものを提供しないようにしたということが入っているということだと思っんですね。そうすると、何かこの苦情という言い方が、これ、適切なかどうかというほうが逆にちょっと気になりました。そうではなくて、未然防止では何件あったという、そういう報告なのではないかなと思いました。

逆に、先ほどの異物混入のように、食材を提供できなかった、あるいは食材提供を中止したという件数をきちんと報告いただいたほうが、現状の把握をしやすいのではないかなと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。御意見として受け止めて、今年度については、そこは検討して改めていくということですよ。

【日笠健康給食推進室長】

はい。

【小田嶋教育長】

他には、よろしいでしょうか。

もう一つ、はい。

【岩切委員】

先ほど、中学校の給料を提供するようになってからというお話があったんですが、この件数は全て小学校も含んでいる数字と考えてよろしいでしょうか。

【大島健康給食推進室担当課長】

はい。小中です。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

それでは、議案第29号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第29号は原案のとおり可決といたします。

議案第30号 令和3年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第30号 令和3年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

よろしくお願いたします。

それでは、議案第30号 令和3年度公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について、御説明させていただきます。

お手元の端末の「17-1_【議案第30号】」のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

初めに、「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組」についてでございます。

「本市施策における法人の役割」でございますが、本法人は、本市の生涯学習の推進のため、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援や学習ニーズに対応した学習の場の提供をはじめ、学校教育やNPO法人等との連携による地域人材の育成など、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めることとしております。

「法人の取組と関連する本市の計画」は、記載のとおりでございます。

「4カ年計画の目標」といたしましては、本市の生涯学習の推進のため、法人としてその担い手としての役割を果たしながら、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めるとともに、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、収益増に取り組む他、組織体制や事業等の効率性を高めることでコスト縮減を図り、安定的な経営基盤の確保を図ってまいります。

次に、「2. 本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、各取組を一覧表にしており、指標には、目標値と令和3年度における実績値、及びその実績に応じた達成状況等を記載しております。

本日は各取組の「実績値」「達成度」「本市による評価・達成状況、費用対効果」「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。なお、区分選択の考え方につきましては、先ほど健康給食推進室から御説明させていただいたとおりでございます。

初めに、「①生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業」につきましては、「事業参加者数」を指標とし、令和3年度の実績値は「7,327人」で、目標値の60%未満となっており、達成度は「d」、本市による評価・達成状況は、現状を大幅に下回ったため、「E」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和3年度の実績値が「2,230万

9,000円」で、実績値が目標値の100%未満であり、達成度は「1」、費用対効果は、やや不十分であるとし「(3)」、事業の今後の取組の方向性を「Ⅱ」としたものでございます。

次に、「②生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、本法人の運営するホームページの「アクセス件数」を指標とし、令和3年度の実績値が「5万767件」で、目標値が現状値を下回り、達成度は「c」、また、本法人の運営するホームページの「学習情報掲載件数」を指標とし、令和3年度の実績値が「2,161件」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、目標未達成のものがあるが一定の成果があったため、本市による評価・達成状況は「C」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和3年度の実績値が「1,146万5,000円」で実績値が目標値の100%未満であり、達成度は「1」、費用対効果は、概ね十分であるとし、「(2)」、今後の取組の方向性を「Ⅱ」としたものでございます。

次に、「③寺子屋先生養成事業」につきましては、「寺子屋先生養成講座を受講し、「地域の寺子屋事業」の運営へ新たに参加した人数」を指標とし、令和3年度の実績値は「54人」と実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和3年度の実績値は、「74万2,000円」で実績値が目標値の110%以上120%未満であり、達成度は「3)」、費用対効果は、概ね十分であるとし「(2)」、今後の取組の方向性を「Ⅰ」としたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

「3. 経営健全化に向けた取組」についてでございますが、「①自主財源の増加」につきましては、「授業料等収入の増加」を指標とし、令和3年度の実績値が「2,256万5,000円」で、目標値の60%以上現状値未満であることから、達成度は「c」、また、「施設使用料収入の増加」につきましては、令和3年度の実績値が「2,274万4,000円」で、実績値が目標値以上であることから、達成度は「a」、目標未達成のものがあるが一定の成果があったため、本市による評価・達成状況は「C」とし、今後の取組の方向性を「Ⅱ」としたものでございます。

「②財務改善」につきましては、「管理費の縮減」を指標とし、令和3年度の実績値が「8,385万円」で、実績値が目標値以上であることから、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性を「Ⅰ」としたものでございます。

次に、「4. 業務・組織に関する取組」でございますが、「①人材育成研修の実施及びコンプライアンスの遵守」につきましては、「研修の実施回数」を指標とし、令和3年度の実績値が「5回」と、目標値どおりで達成度は「a」、また、「コンプライアンスに反する事案の発生件数」を指標とし、令和3年度の実績値が「0件」と目標値どおりで達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性を「Ⅰ」としたものでございます。

「②事業・業務の点検」につきましては、「実施回数」を指標とし、令和3年度の実績値が「2回」と、目標値どおりで達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性を「Ⅰ」としたものでございます。

続きまして、下段の「本市による総括」として、「各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」についてでございますが、こちらは下段にあります、令和3年度の総括コメントの部分でございますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、定員制限・感染症対策を講じながらオンライン等を併用した取組を推進してきました。

「本市施策推進に向けた事業取組」については、このような社会状況下で、事業の参加者数は減少し目標値を達成することはできませんでしたが、ホームページを定期的に更新するのみならず、積極的に学習情報を収集して、「生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」における「学習情報掲載件数」が目標を上回る実績を上げたことは評価できます。

「経営健全化に向けた取組」につきましては、自主財源の増加とともに、管理費の縮減が求められているところです。「施設使用料収入の増加」だけでなく、「管理費の縮減」についても、目標値を上回ったことは評価できます。引き続き収入の増加と管理費の縮減に努めるとともに、安定的な財務基盤の確保や公益比率の維持に向けた取組を着実に進め、より一層の自主・自立的な経営を目指す必要があります。

「業務・組織に関する取組」については、人材育成研修の実施及びコンプライアンスを遵守した上で、適切に事業・業務の点検を行い、次年度の事業計画へ反映させたことは評価できます。

今後も、公益財団として全市的・広域的に生涯学習の支援を行うとともに、多様な団体と協力・連携しながら、本市の生涯学習の推進に寄与していく必要があるものと考えてございます。

4 ページから 14 ページには、ただいま御説明をしました各事業の取組評価などの詳細を、また、15 ページには、財務状況を含めた「法人情報」を記載してございます。

さらに、お手元の端末の「17-2_「議案第30号 資料」参考資料1」につきましては、平成30年度に策定した当該法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」となっており、計画時の指標や目標値の設定の考え方等を参考としてお示ししております。

以上で、令和3年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等があれば、よろしくお願いします。

野村委員。

【野村委員】

意見なんですけれども、17-1の資料で7ページのところです。

ホームページへのアクセス数の説明があったと思います。解析してみると、ホーム画面を介さずに目的のページに直接アクセスしている方が多いということで、これからはホーム画面の閲覧数じゃなくて、どのページにアクセスしてもカウントできるようなセッション数というのを指標にするという記述があるんですけれども、一つ、これを拝見してこれでいいんだろうか、もっとできることはないかなと思いました。

そこは何かというところなんですけど、振り返る数字の基準で考えたときに、ユーザー数が分かったほうがいいのではないかなと。同じセッション数が同じでも、同じ人が何度もアクセスしているのと、色々な人がアクセスしているのでは意味合いが変わってくるので、ユーザー数が調べられたらいいのではないかなというのと、あと、一回のセッション当たりでどれぐらい色々なページを見てもらえているのか、ぱっと開いてぱっと消されてしまっは一緒なので、情報をどれくらい見ようとしてくれるのか、その割合というか、その辺りもチェックすることで、よりクオリティの高いホームページづくりにつながるのではないかなという意見でした。

【箱島生涯学習推進課長】

ありがとうございます。野村委員の今の意見は、私も参考にさせていただきたいと。

まず、我々がホームページのアクセス件数からセッション件数に変えたところというのが、今のホームページの使われ方のユーザー側のものとして、トップ画面から見に行かずに検索とかで直にそのページを見に行くということが多いということが分かって、今回、新しく4カ年計画を立てたときにはセッション件数という形で設定したものでございます。

実は、昨年、ホームページ件数が増えているところの部分も、我々、分析を財団としてみたんですけれども、やっぱり施設を閉めたりするのは、どうしてもトップページのところに閉めたりする期間があったので、もしかするとその部分のセッション件数がやっぱり多かったのかなというふうに、我々も分析していて。

トップページで本当にお示ししたものと、あと直に行くところとか、野村委員がおっしゃったところも参考にしながら財団とは話をさせていただければと思います。

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

先ほどの会計報告とも併せて見ているんですけれども、この財団の今後を考えたときに、そろそろやめたほうがいいんじゃないかというような事業とか、あるいは新たにそういうところに少し新しい事業をやっているとか、何かそういうのを考えているところってあるでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

財団とは、まさに先行きを見据えて、今、年に二回程度財団の方針と我々教育次長と懇談をしていただくような機会も設けさせていただいております。

今までの最大の課題がどうしても赤字が出ておりますので、この経営を何とかするというところで、この間も組織体制の見直しを中心にやってきてございます。

今後におきましては、先ほどの議論の中でも特に市民館の部分が指定管理者制度を活用することなので、その部分の財団の役割というものも、財団と話していかななくてはいけない部分というのはあります。

これまでやってきた事業につきましても、今後、今の社会環境やお子さんの変化とかがある中で、このまま続けていくかどうかというのも、財団としっかりと話をしていかなければいけない時期に来ていると考えてございます。

したがって、その部分も引き続きやりながら、経営健全化を図っていければと考えています。

以上でございます。

【田中委員】

ありがとうございました。

もう1点。今、市民館と指定管理との関係とお話しになったのは、財団が市民館の指定管理としてチャレンジしていこうという意味ですか。

【箱島生涯学習推進課長】

内容は、財団が手を及ぶかどうかは財団で決めていくことではありますけれども、いずれにしても財団には我々、生涯学習の中間支援組織的な役割を果たしていただいている。自分が手を挙げるのか、それとも我々と一緒に中間支援組織としてやってくれるのか、それは財団と今後話していければと考えてございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第30号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第30号は原案のとおり可決いたします。

議案第31号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次の、議案第31号ですが、令和4年第4回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

それでは「議案第31号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

それでは、議案第31号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、「18-1【議案第31号】」のファイルをお開きいただきまして、2ページ目を御覧ください。

こちらは、令和4年第4回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての回答案でございます。

今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、8月2日の教育委員会定例会にて御承認をいただきました、「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特

別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第122号から議案第129号までの各社会教育施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についての他、先ほど、御報告いたしました「令和3年度川崎市一般会計教育費の決算について」及び、後ほど御説明いたします「令和4年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、「18-2【議案第31号】資料」のファイルをお開きいただき、2ページ目、資料1を御覧ください。

下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

続きまして、次のページ、資料2を御覧ください。

「令和4年度川崎市一般会計補正予算について」でございますが、教育費予算の補正額については、「3億9,281万3,000円」を増額するものでございます。

補正の内容といたしましては、「1歳入歳出予算補正」でございますが、教育文化会館・市民館社会教育振興事業費で「172万8,000円」、施設整備費で「5,497万6,000円」の増額補正を行うもので、教育文化会館、市民館、図書館、分館、その他社会教育施設において、貸室を利用している市民以外にも利用可能な公衆無線LANアクセスポイントを、各フロアの踊り場等、人が集まる場所に新設または増設し、それに伴うインターネット接続料等を計上するものでございます。

次に、図書館IT化推進事業費で「2,414万1,000円」の増額補正を行うもので、「新しい生活様式」に対応するため、非接触・非来館型の図書館サービスとして電子書籍を試行的に導入するものでございます。

次に、学校給食費公会計化事業費で「7,580万7,000円」の増額補正を行うもので、保護者等から徴収した学校給食費徴収金のうち剰余分を、学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる学校給食運営基金に積み立てるものでございます。

次のページを御覧ください。

学校給食物資購入費で「2億3,616万1,000円」の増額補正を行うもので、物価高騰による保護者負担額の増加抑制を図るため、市立学校の物価高騰分に係る給食物資購入費を増額するものでございます。

次に、「2債務負担行為補正」でございますが、まず、小杉小学校土地借上料で、小学校土地借上料におきまして、小杉小学校敷地の賃料算定の基としている固定資産税額が、令和3年度の税制改正により、令和4年度から上昇することに伴い、限度額を増額するもので、限度額を、67億4,392万5,000円とするものでございます。

次に、新川崎地区小学校校舎等取得事業費で、新川崎地区学校新設事業について、まちづくり公社との協定締結による立替施行で実施することから、協定締結に際し公有財産購入費等の債務負担を設定するもので、限度額を、99億7,988万8,000円とするものでございます。

次のページ以降は、市議会定例会に提出いたします議案書の案でございますので、後ほど、御覧ください。

恐れ入りますが、「18-1【議案第31号】」のファイル、2ページ目にお戻りください。

今回提出予定の議案については、ただいま説明いたしましたとおりでございますので、議案の各号いずれにおきましても異議がないものとしているものでございます。

議案第31号の説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第31号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第31号は原案のとおり可決といたします。

議案第32号 人事について

鷹觜庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第32号は原案のとおり可決された。

12 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(18時33分 閉会)